

広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）

提案募集要項

令和6年11月

地方独立行政法人広島市立病院機構

広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）

提案募集要項 目次

1	募集の趣旨	1
2	事業概要	1
(1)	事業の名称	1
(2)	事業方式	1
(3)	事業内容	1
(4)	事業場所	1
(5)	業務範囲	1
(6)	事業スケジュール	2
3	応募条件	2
(1)	応募者	2
(2)	応募者の役割	2
(3)	応募者の資格	3
(4)	応募者の制限	2
(5)	市内事業者の活用	5
(6)	応募に関する留意事項	5
4	事業者選定の流れ	6
(1)	応募者	6
(2)	応募資格要件の確認	6
(3)	最優秀及び優秀提案の選定	6
(4)	詳細協議	6
(5)	事業者の選定	6
(6)	事務局	6
(7)	事業スケジュール	7
(8)	手続き	7
5	審査及び審査結果の通知	10
(1)	審査	10
(2)	審査結果の通知及び公表	10
(3)	失格	10
(4)	提案募集審査の流れ	11

6	提案書における提示条件	12
(1)	提案の前提条件.....	12
(2)	事業の遂行	16
(3)	事業資金計画等.....	16
(4)	制度上の措置並びに支援	16
(5)	設計・施工に関する事項	16
(6)	ベースライン及び削減保証額の設定	17
(7)	サービス料の支払い等.....	19
(8)	運転及び維持管理に関する事項	21
(9)	計測・検証に関する事項	21
(10)	その他	22
7	事業の実施に関する事項	22
(1)	誠実な業務遂行義務	22
(2)	契約期間中の機構と事業者の関わり	22
(3)	機構と事業者との責任分担.....	22
8	参加表明時の提出書類・作成要領.....	25
(1)	参加表明時の提出書類.....	25
(2)	作成要領.....	25
9	事業提案時の提出書類・作成要領.....	27
(1)	事業提案時の提出書類.....	27
(2)	作成要領.....	28
10	配付資料.....	30
11	事業者が詳細設計及び工事施工に関して提出する書類.....	30
(1)	設計書類.....	30
(2)	工事内訳書	30
(3)	図面	30
12	契約に関する事項	31
(1)	契約の手順	31
(2)	契約の概要	31
13	完成図書.....	32
14	用語の定義	33

(別添資料)

別添 1 提出書類様式

別添 2 広島市立広島市民病院設備改修 P F I 事業（E S C O 事業）提案審査要領

別添 3 事業契約書（案）

1 募集の趣旨

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下、「機構」という。）が運営する「広島市立広島市民病院（以下、「当該病院」という。）」は、「広島市地球温暖化対策の推進に関する条例」の特定事業者として温室効果ガス排出量の削減等に積極的に取り組んでいる。こうした中、当該病院の東棟の常用兼非常用発電設備等が老朽化し、速やかな改修が必要となっている。

民間の資金及びノウハウを活用したPFI事業（ESCO事業）の採用により、施設の省エネルギー化による温室効果ガス排出量の削減が実現可能となり、また、老朽化設備の円滑かつ合理的な改修が実現可能となる。

本事業は、以上の趣旨に合致する優れた民間事業者の提案を受けるため、提案の募集を行うものである。審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下、「優先交渉権者」という。）は、機構と事業契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、本事業に係る契約を締結し、本事業を実施するものとする。

2 事業概要

(1) 事業の名称

広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）

(2) 事業方式

BOT（Build Operate Transfer）方式

(3) 事業内容

事業者は、機構が指定する設備（6(1)ウ更新指定設備）等を対象として、省エネルギー改修及び省力化等を実現する包括的サービス（以下「サービス」という。）を機構に提供する。

ア 事業者は、優れたノウハウを生かし、自らの資金で、省エネルギー設備等（以下「PFI設備」という。）を設置する。

イ 事業者は、契約期間内において自らの責任でPFI設備の保守・管理を行う。

ウ 事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、機構の利益及び省エネルギー、温室効果ガス排出量削減を保証する。

エ 事業者は、PFI設備に関する運転管理方針を作成し、善良なる管理者の注意義務をもってその運転管理方針に基づき運転管理を行う。

(4) 事業場所

広島市立広島市民病院

広島市中区基町7番33号

(5) 業務範囲

事業者の業務範囲は、次のとおりとする。

- ア P F I 設備に関する計画、設計、施工、施工監理及びその関連業務
- イ 改修に関連する全ての手続き業務及びその関連業務（消防法・省エネ法の手続き等）
- ウ P F I 設備の運転管理方針作成及び維持管理業務、本事業に取り込んだ各点検業務等
- エ 省エネルギー量・温室効果ガス削減の計測・検証業務
- オ 光熱水費削減額及び省力化による削減額の合算額（以下「光熱水費等削減額」という。）に関する保証業務
- カ 契約期間終了後の P F I 設備の所有権移転業務（無償譲渡）

(6) 事業スケジュール

次のスケジュールで事業を行う。

- ア サービス期間 事業者の提案による（最大15年）。
- イ 優先交渉権者の選定 令和7年1月
- ウ 契約の締結 令和7年3月
- エ 設計・工事・監理・試運転調整（改修期間） 契約締結日から令和9年9月30日まで（予定）
- オ サービス開始予定日 令和9年10月1日

3 応募条件

(1) 応募者

- ア 事業を行う能力を有するグループ（複数の企業の共同）とすること。
- イ 事業役割を担い、契約者となる代表者を1社選定すること。
- ウ 応募から提案に係る諸手続及び契約等にかかる諸手続を行うこと。
- エ 参加表明時に、グループの構成員及び役割を明らかにした合意書又は覚書等を提出すること。
- オ 事業役割が複数の企業で構成される場合は、上記合意書又は覚書等に以下の事項を明記すること。
 - (ア) 全社が機構に対して連帯責任を負うこと。
 - (イ) 代表者を1者選定すること。
- カ 提案書の提出以降に、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件等に関しては、機構と協議した上で承諾を得ること。

(2) 応募者の役割

各構成員は、次の役割を分担すること。

- (ア) 事業役割： 機構との対応窓口となり、契約等の諸手続を行い、事業遂行の責を負う。
- (イ) 金融役割： 本事業に係る資金等を調達する。
- (ウ) 設計役割： 設計に関する業務及び監理に関する業務を実施する。
- (エ) 建設役割： 建設に関する業務を実施する。
- (オ) 維持管理役割： P F I 設備の維持管理業務、本業務に取込んだ点検業務等を実施する。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。

- ア 参加表明時の提出書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- イ 各種対策により対象施設のエネルギー削減を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には保証措置を講じることができる者であること。
- ウ 各種対策により維持管理費の削減など具体的な省力化効果を実現できる者であること。
- エ 省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。
- オ 事業役割を担う構成員は、次の全ての要件を満たす者であること。ただし、事業役割が複数の企業で構成される場合は、代表者が次の全ての要件を満たすこと。
 - (ア) 平成 21 年 4 月 1 日以降に代表事業者として実施した病院（医療法第 1 条の 5）における E S C O 事業の実績（省エネルギー保証を伴うものに限る。）を有する者。
 - (イ) 広島市又は都道府県若しくは広島市以外の政令指定都市の競争入札参加資格を有する者（指名停止措置を受けている者を除く。）。
- カ 設計役割を担う構成員は、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械又は衛生工学）若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格者が所属する者であること。
- キ 建設役割を担う構成員は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - (ア) 「令和 5・6 年度広島市建設工事等競争入札参加者名簿（管工事又は電気工事）」に格付け A 等級として登録されている者。
 - (イ) 平成 21 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した、鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄筋鉄骨コンクリート造りの建築物における請負金額が 1 5 億円（消費税を除く。）以上の管工事又は電気工事（土木一式工事又は建築一式工事での施工実績は除く。）の施工実績を有する者。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が 20 パーセント以上のものに限る。

(4) 応募者の制限

次に掲げるものは、応募者及び構成員となることはできない。

- ア 本募集要項の資格確認書類受付日から提案書提出日までの期間に、営業停止処分、機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けている者。
- イ 広島市税を滞納している者。
- ウ 消費税及び地方消費税を滞納している者。

エ 機構の契約に関して次のいずれかに該当する者。

- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者。
- (オ) 正当な理由がなくて契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者。
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
- (キ) (ア)から(カ)までに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

オ 次のいずれかに該当する者。

- (ア) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）。
- (イ) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者。
- (ウ) 建築基準法、宅地造成等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、広島市から当該法令違反に対する改善・命令等を受け、当該法令違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていない者。

カ 本事業に係る下請契約等の締結に際し、次のいずれかに該当する者を下請契約等の当事者として選定されることがないよう、必要な措置を講ずることができない者。

- (ア) 機構又は広島市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、機構又は広島市の競争入札に参加することができない期間を経過しない者。
- (イ) 機構又は広島市の指名停止措置を受けている者。
- (ウ) 営業停止処分を受けている者。
- (エ) 暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者。

キ 本事業を履行するために行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）において、営業停止処分を受けている者を、その相手方又は代理人若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができない者。

(5) 市内事業者の活用

応募者は、既設設備の撤去工事、P F I 設備の設置工事並びに維持管理において、可能な限り市内事業者を優先的に活用し、地域経済促進に資するよう配慮すること。

(6) 応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとする。原則として提出書類は返却しないが、機構は、応募者に無断で本提案募集以外の目的において、提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、事業者の提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で機構に帰属するものとする。

ウ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、事業者が負うものとする。

エ 機構からの提示資料の取扱い

機構が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

オ 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、公募案件当たり 1 つの提案しか行うことができない。

カ 複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、同一公募案件の他の応募者の構成員となることはできない。

キ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、機構と協議し、機構が認めたときはこの限りではない。

ク 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、機構が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

ケ 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

4 事業者選定の流れ

(1) 応募者

応募者は、「3 応募条件」で定める応募資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たす応募者に対し、提案書の提出を要請する。

(3) 最優秀及び優秀提案の選定

「広島市立広島市民病院設備改修 P F I 事業（E S C O 事業）公募型プロポーザル方式審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、提案内容を審査し、最優秀提案者 1 者及び優秀提案者 1 者を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案をした者は、優先交渉権者となり、詳細診断の実施、包括的エネルギー管理計画書（最終提案）の作成及び契約書の作成に関する諸条件について、機構と詳細協議を進める。なお、詳細協議は、優先交渉権者の提案の範囲内で行われるものとする。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者は機構と協議を行い、協議が整えば契約を締結する。なお、協議が整わない場合、優秀提案をした者と詳細協議を行う。

(6) 事務局

本事業提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口： 地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局施設整備課整備係

担 当 者： 清家、永谷

住 所： 広島市中区基町 7 番 3 3 号 広島市民病院東棟 1 0 階

電 話： 082-569-7838

F A X： 082-569-7826

E - m a i l： hirokikou-honbu@hcho.jp

(7) 事業スケジュール

本事業は、次の日程で行う。

(ア)	募集要項公表	令和 6 年 11 月 14 日 ～令和 6 年 11 月 20 日
(イ)	募集要項等に関する質問受付	令和 6 年 11 月 14 日 ～令和 6 年 11 月 20 日
(ウ)	募集要項等に関する質問回答	令和 6 年 11 月 21 日
(エ)	説明会	令和 6 年 11 月 19 日
(オ)	参加表明書及び資格確認書類の受付	令和 6 年 11 月 22 日 ～令和 6 年 11 月 27 日
(カ)	提案要請書の送付	令和 6 年 11 月 29 日
(キ)	現場ウォークスルー調査	令和 6 年 12 月 2 日 （予備日 12 月 3 日）
(ク)	提案書作成に関する質問受付	令和 6 年 12 月 18 日まで
(ケ)	提案書作成に関する質問回答	随時回答（最終回答日令和 6 年 12 月 20 日）
(コ)	提案書の受付	令和 7 年 1 月 14 日まで
(サ)	優先交渉権者等の選定、結果公表	令和 7 年 1 月 27 日
(シ)	事業者との契約、結果公表	令和 7 年 3 月（予定）

(8) 手続き

ア 募集要項の配布

募集要項は、機構のホームページ（ホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページの「入札・契約情報」→「入札見積情報」）にて公表する。

イ 募集要項に対する質問受付・回答

本募集要項に関する質問の受付・回答は、次により行う。

(ア) 質問の方法

質問は、質問書（様式第 1 号）を使用し、前記の事務局に電子メールで提出すること。その際、事務局に到着を確認すること。

(イ) 受付期間

募集要項公表の日から令和 6 年 11 月 20 日（水）まで

閉院日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(ウ) 回答

回答は、機構のホームページ（ホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページの「入札・契約情報」→「入札見積情報」）で随時公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

ウ 説明会の開催

本募集要項に関する説明会を開催する。説明会への参加を希望する者は、参加申込書（様式第0号）を用い、電子メールにより事務局に提出すること。その際、事務局に到着を確認すること。なお、説明会への参加者は、1事業者3名を上限とする。また、説明会では、本募集要項等の交付は行わない。

(ア) 申込み期限

令和6年11月19日（火）13時まで（期限厳守）

(イ) 日時

令和6年11月19日（火）14時～15時

(ウ) 場所

広島市立広島市民病院 中央棟10階 講堂

広島市中区基町7番33号

エ 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参すること。

(ア) 受付期間

令和6年11月22日（金）～令和6年11月27日（水）

閉院日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(イ) 場所

事務局（前記4(6)に同じ）

(ウ) 提出書類

「8 参加表明時提出書類・作成要領」のとおり。

オ 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、機構が応募者に電子メールにより通知する。資格が確認された者に対しては、併せて提案要請書を送付する。なお、資格確認の基準日は、参加表明書の受付日とする。

カ 現場ウォークスルー調査

機構が提案要請を行った応募者を対象に、現場ウォークスルー調査を実施する。

(ア) 日時

令和6年12月2日（月） 9時30分から16時まで（予定）

【予備日：令和6年12月3日（火）】

(イ) 場所

広島市立広島市民病院 西棟2階 入札室

住所：広島市中区基町7番33号

(ウ) 内容

現地視察及び資料による説明

(エ) その他

「10 配付資料」に示す資料以外の必要な図書類（台帳、月報、その他）の閲覧。なお、図書類の貸出し及び複写の依頼等は受付けない。

キ 提案書の作成等に関する質問

(ア) 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用し、前記の事務局に電子メールで提出すること。その際、事務局に到着を確認すること。

(イ) 受付期間

令和6年11月29日（金）から令和6年12月18日（水）まで
閉院日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(ウ) 回答

回答は、機構のホームページ（ホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページの「入札・契約情報」→「入札見積情報」）で随時公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

ク 提案書の提出

提案要請書の送付のあった応募者は、現場ウォークスルー調査に参加後、次の手順により現場ウォークスルー調査結果及び機構が提供する「10 配付資料」に示す資料を基に、「9 提案提出書類・作成要領」に従い、提案提出書類を作成し、関連資料を併せて提出すること。

(ア) 受付期間

令和6年11月29日（金）～令和7年1月14日（火）
閉院日を除く日の午前8時30分～午後5時15分まで

(イ) 受付場所

事務局（前記4(6)に同じ）

(ウ) 提出書類

「9 提案提出書類・作成要領」のとおり。

ケ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

次によりプレゼンテーションを実施する。提案書の概要をまとめた電子データ等（パワーポイント等）を作成し対応すること。別添2「広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）提案審査要領」の審査項目に沿った内容とし、事業者名、氏名の表示、紹介等は一切入れないこと。

(ア) 日時 令和7年1月24日（金） 時間未定（時間は別途通知する。）

(イ) 場所 広島市立広島市民病院（会場は別途通知する。）

(ウ) 内容 プレゼンテーションは、説明及び質疑応答を含め30分とする。

コ 参加を辞退する場合

提案要請された応募者が以降の参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第 7 号）1 部を、提案書受付期間中に提出すること。

5 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

審査委員会が、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」及び「運転管理方針」等の観点から総合的な審査を行い、最優秀提案 1 者及び優秀提案 1 者を選定する。

詳細は、「提案審査要領」として別途公表する。

(2) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は文書で通知する。原則として、電話等による問い合わせには応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできず、また、質問は一切受け付けない。

ウ 審査結果は機構のホームページで公表する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出期限内に提出書類が提出されなかった場合

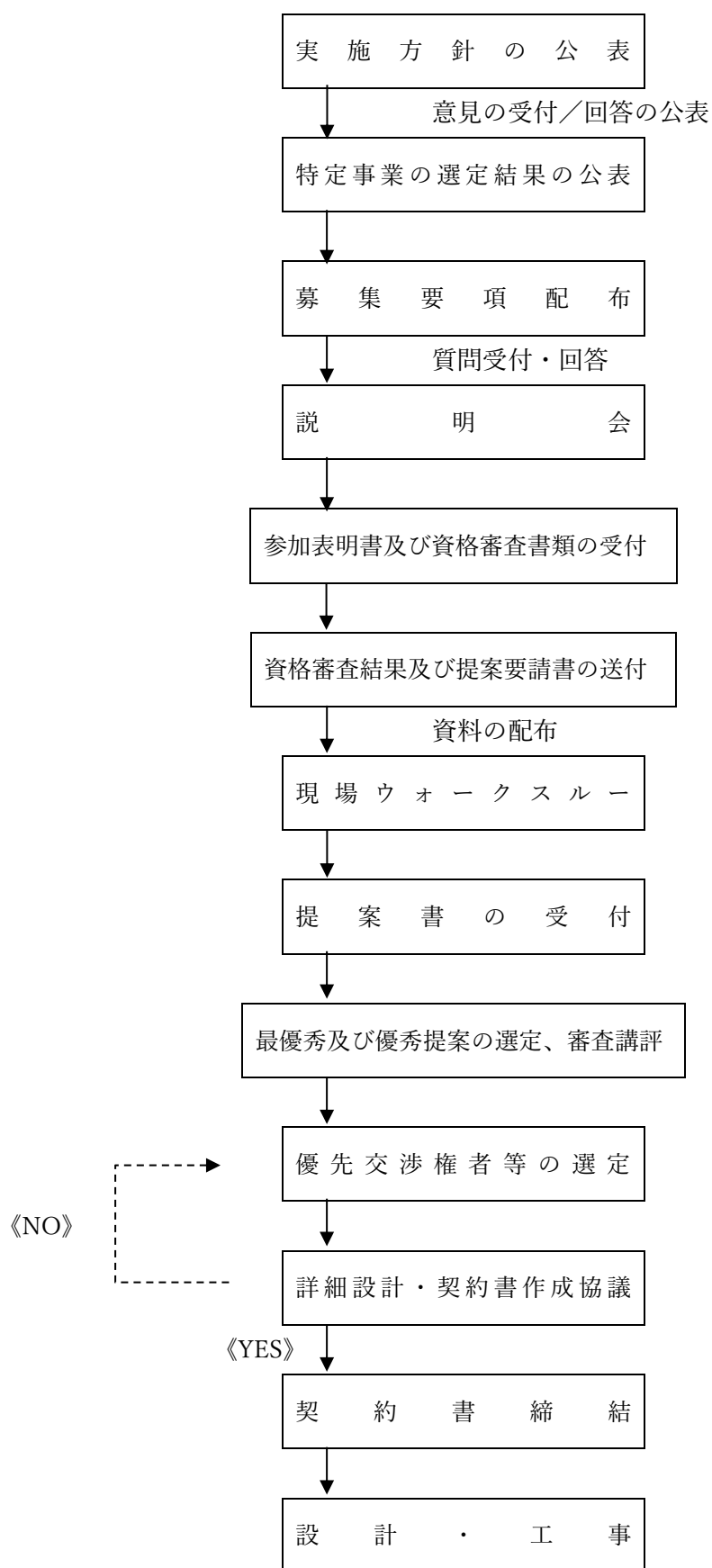
イ 現場ウォークスルー調査に参加しなかった場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 本募集要項に違反すると認められる場合

(4) 提案募集審査の流れ



6 提案書における提示条件

応募者は、次の条件に基づき、提案書を作成すること。

(1) 提案の前提条件

ア サービス期間は最大 15 年とする。

イ 広島市民病院で使用する年間エネルギー使用量に対する省エネルギー率が 15%以上とする（ベースラインにおける一次エネルギー換算量の削減率）。

ウ 二酸化炭素排出の削減効果が高く、地球温暖化対策として有効なものとする。

エ 次表に示す既設機器の更新を必須とする（更新指定設備）。

(ア) 次表は既設の仕様を示したものである。単純更新ではなく、省エネルギー及び光熱水費等の削減効果を高めるためのシステムを採用すること、また、更新指定設備でない設備の運転方法等を見直すことで効果が得られる提案を含む。

なお、不要になった機器は、原則撤去することとするが、残置等する場合には、機構の承認を得るとともに、機器内の冷媒、溶液等は処分するなどの安全対策を施すこととする。

(イ) 自動制御の更新に当たっては、現行の「LonWorks」から「BACnet」方式に変更する。

(ウ) 常用兼非常用発電設備は、実績負荷を見極めた適正な能力とし、内燃機関は、現行の「タービン」から「エンジン」に変更する。なお、廃熱利用については更新の必須とはしない。

(エ) 機器更新に付随する配管・ダクト・電線・電線管等の設備工事を含む。

表 更新指定設備一覧（既設仕様）

【東棟】

工事 種別	区 分	種 別	仕 様	数 量	
電気 設備	発電・ 静止形電源	常用兼非常用 発電設備	自家発電装置 ガスタービン機関 650KW（監視装置含む。）	2	台
	中央監視	中央監視盤	中央監視盤 （電力監視及び照明制御）	1	式
	照明	一般照明	一般照明	1	式
機械 設備	空調	蒸気二重効用型 吸収式冷凍機	冷房能力 844kW 電動機 9.5kW	3	台
		冷却塔 開放型省エネ 超低騒音内配管型	冷却能力 4,710kW 電動機 (3.7+3)x6 組 kW	1	台
			冷却能力 858.1kW 電動機 (1.5+3)x2 組 kW	1	台
		冷却水薬注装置	冷却水複合薬剤 200L 電動機 0.0222kW	1	台
		チーリング ユニット	水冷式ブラインチラーユニット 冷房能力 347kW 電動機 80kW	2	台

工事 種別	区 分	種 別	仕 様	数 量	
機械 設備	空調	氷蓄熱槽	内部コイル式 蓄熱量 14,022MJ 電動機 1.5kW	1	台
		廃熱ボイラー (貫流式)	換算蒸気量 2,500kg/h 電動機 9.43kW	2	台
		熱交換器	プレート型 交換熱量 500KW	1	台
			プレート型 交換熱量 690KW	1	台
			シェル&チューブ型 交換熱量 1,000KW	2	台
		冷温水循環ポンプ	150φ×30kW 渦巻き形	3	台
			125φ×5.5kW 渦巻き形	3	台
			100φ×11kW 渦巻き形	2	台
			80φ×5.5kW 渦巻き形	2	台
			80φ×3.7kW 渦巻き形	2	台
		水熱源ヒートポン プ型 ファンコイルユ ニット (HFCC)	冷房能力：3.41kW(天カセ)	38	台
			冷房能力：5.5kW(天カセ)	26	台
			冷房能力：3.41kW(天吊隠べい)	49	台
			冷房能力：5.5kW(天吊隠べい)	44	台
	自動制御	中央監視	中央監視盤	1	式
		自動制御	自動制御	1	式

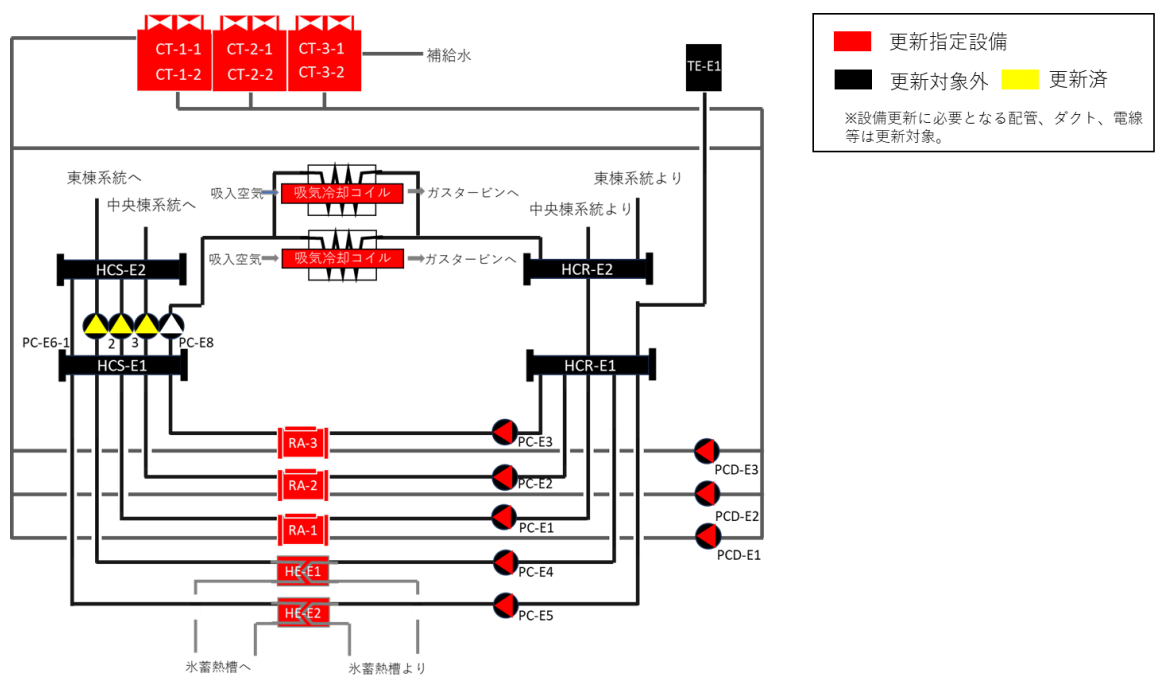


図 1 東棟空調（冷水）系統図

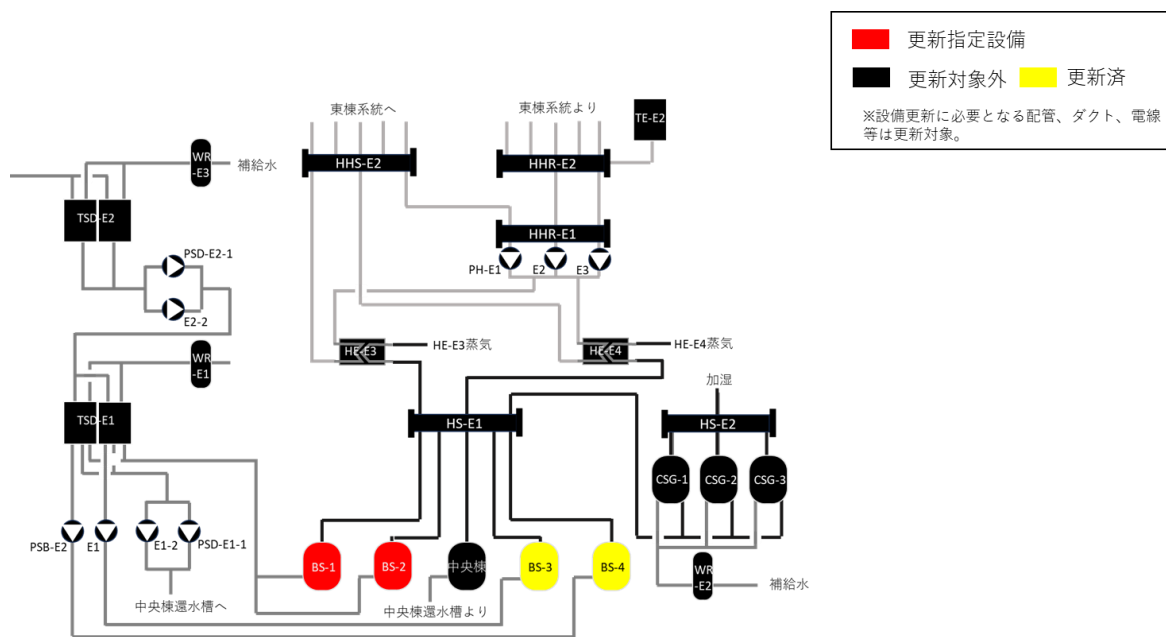


図 2 東棟空調（温水）系統図

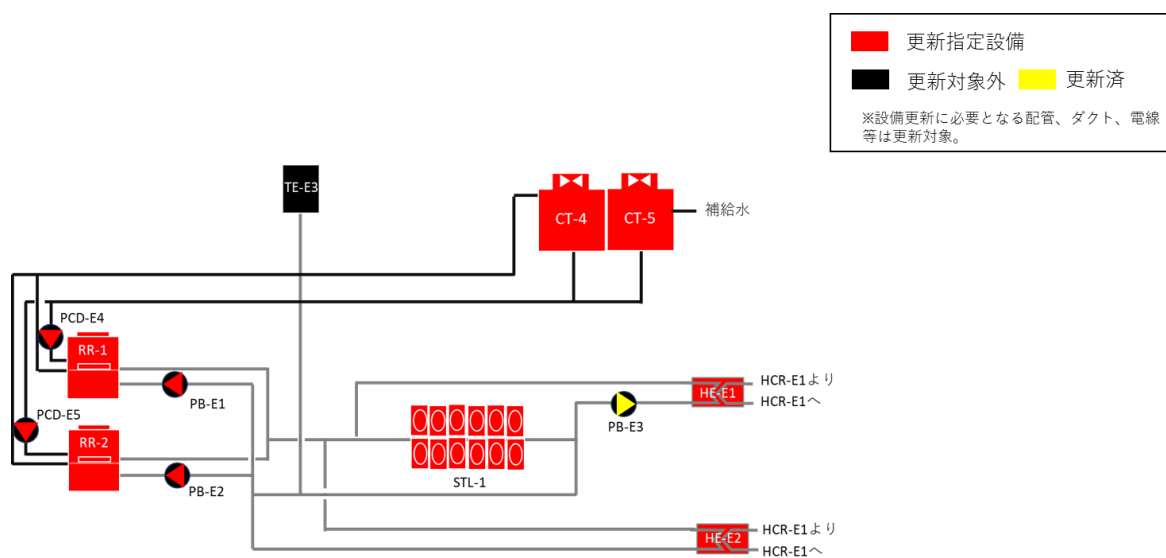


図 3 東棟空調（氷蓄熱）系統図

【西棟】

工事 種別	区 分	種 別	仕 様	数 量	
電気 設備	照明	一般照明	一般照明	1	式
機械 設備	空調	ガス二重効用型 吸収式冷凍機	冷房能力 527kW 電動機 10.0kW	2	台
		冷却塔 開放型低騒音内配 管型	冷却能力 1,920kW 電動機 5.5x2kW	1	台
		冷却水薬注装置	レジオネラ菌対策薬液注入装置 50mL×電動機 0.1KVA	1	台
		冷温水循環ポンプ	125φ×15kW、渦巻き形	2	台
			80φ×3.7kW、渦巻き形	4	台
			40φ×0.4kW、渦巻き形	2	台
	自動制御	自動制御	自動制御	1	式

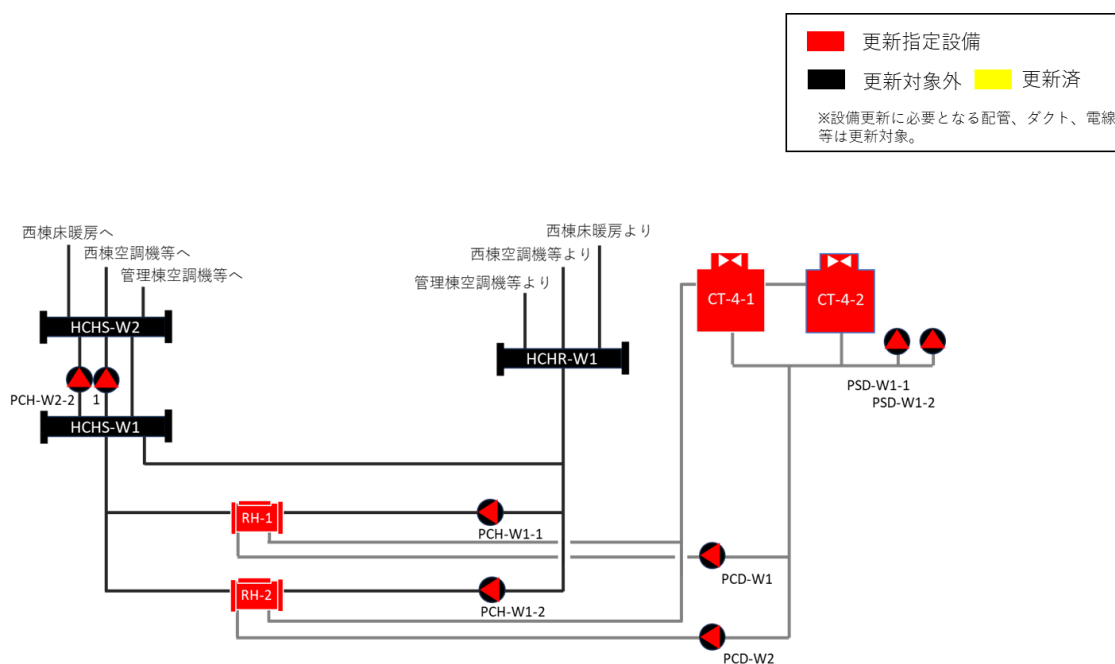


図 4 西棟空調（冷温水）系統図

【中央棟・北棟・管理棟】

工事 種別	区 分	種 別	仕 様	数 量	
電気 設備	照明	一般照明	一般照明	1	式
機械 設備	自動制御	自動制御	自動制御	1	式

【プロムナード棟】

工事 種別	区 分	種 別	仕 様	数 量	
電気 設備	中央監視	中央監視制御	中央監視盤 (リモートステーション盤)	1	式
	照明	一般照明	一般照明	1	式
機械 設備	自動制御	自動制御	自動制御	1	式

(2) 事業の遂行

ア 令和9年9月末日までに、全ての省エネルギー改修工事等（試運転調整を含む。）を完成させ、遅くとも令和9年10月1日からサービスの提供を開始すること。

イ 「2(5) 業務範囲」に示す業務を確実に行うこと。

(3) 事業資金計画等

ア 事業者は、提案するサービスに要する費用の全額を負担し、機構は、本事業に必要なサービス料をサービス期間にわたり毎年度均等に支払う。

イ 省エネルギー改修に係る補助金の申請等を行う場合は、優先交渉権者は、機構と協議の上、諸手続きを行う。

(4) 制度上の措置並びに支援

ア 機構は、事業者に対し、法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の特段の支援・優遇措置を行わない。ただし、事業費削減になるものについてはこの限りでない。

イ 機構は、事業者に対する補助等の支援は行わない。

(5) 設計・施工に関する事項

次に示す施設概要のほか「10 配付資料」の資料を参考に、省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修工事費用、光熱水費削減額、計測・検証手法を示す技術提案書を作成すること。

提案に当たっては、可能な限り病院施設の運営に支障のない提案とすること。また、既存設備の運用にも配慮した設計とし、改修工事に当たっては、病院業務を優先した計画とすること。

〈施設概要〉

施設名	広島市立広島市民病院
所在地	広島市中区基町 7 番 33 号
延床面積	75,840 m ²
建築構造	西 棟：SRC 造（地下 2 階／地上 10 階） 管理棟：SRC 造（地上 4 階） 中央棟：SRC 造（地下 2 階／地上 11 階） 北 棟：SRC 造（地上 4 階） 東 棟：SRC 造（地下 1 階／地上 11 階） プロムナード棟：SRC 造（地下 1 階／地上 4 階）
竣工年度	西 棟：1976 年度 管理棟：1977 年度 中央棟：1992 年度 北 棟：1978 年度 東 棟：2006 年度 プロムナード棟：2008 年度

(6) ベースライン及び削減保証額の設定

ア ベースラインの設定

光熱水費、更新指定設備の維持管理費及び改修費（15 年賦）の合計額とする。

(ア) 光熱水費

次表を改修計画の基礎となる応募時の光熱水費ベースラインとする。

なお、優先交渉権者は、包括的エネルギー管理計画書の作成に当たって詳細診断を実施し、独自の推計方法によりベースラインを設定することができる。その際、外気温、稼働率、施設の使用方法、エネルギー単価の変化等によりベースラインが変動することを踏まえ、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明らかにし、機構と合意することとする。

■ ベースライン（令和 3～5 年度の平均値）

種 別	年間使用量	年間料金(千円)	一次エネルギー 換算量 (MJ)	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
電気(kWh)	16,104,349	364,996	139,141,578	8,229,323
都市ガス (N m ³)	1,533,643	159,370	69,013,920	3,512,041
上水道 (m ³)	179,057	61,908	—	—
下水道 (m ³)	181,761	89,454	—	—
合計	—	675,728	208,155,498	11,741,364

※ 契約電力 2,900 k W（力率 85%・予備線）、自家発補給 650 k W。

※ 消費税相当額を含む。

※ 一次エネルギー換算量及び CO₂排出量は、9(2)ウ(エ)の換算係数により算定。

(イ) 更新指定設備の維持管理費

■保守点検費（令和４・５年度の平均値）

対象機器名	維持管理費相当額(千円)
自動制御装置	20,207
蒸気吸収式冷凍機	3,729
受変電・照明中央監視制御設備	1,570
常用・非常用発電設備	85,800
チラーユニット	341
水熱源その他空調設備	4,057
合 計	115,704

※ 消費税相当額を含む。

■修繕費（令和４・５年度の２年間平均値）

対象機器名	修繕費相当額(千円)
排熱ボイラー	1,789
冷却塔	455
自動制御装置	1,205
氷蓄熱設備及びチラー	281
空気調和機	770
吸収式冷凍機	655
中央監視装置	544
合 計	5,699

※ 消費税相当額を含む。

(ウ) 更新指定設備の改修費

区分	金額(千円)
改修費	3,905,457
改修費（15年賦）	260,000

※ 消費税相当額を含む。

イ 光熱水費削減予定額及び削減保証額の設定

(ア) 次の合計額を「削減予定額」とする。

- ① 省エネルギー改修後の光熱水費削減額
- ② 維持管理費削減額
- ③ 改修費割賦払額

(イ) 「削減保証額」は「削減予定額」の90%以上とすること。この際、「削減保証額」の設定は、必ずサービス料を上回るように設定しなければならない。なお、「削減予定額」から「サービス料」を減じたものを「機構の利益」とし、「削減保証額」から「サービス料」を減じたものを「機構の保証利益」とする。また、サービス料には、改修後の維持管理費及び計測検証費を含むものとする。

(7) サービス料の支払い等

ア 支払期間

応募者の提案する契約期間とする（サービス期間は最大15年）。

イ 支払方法

(ア) 契約期間の各年度にわたる均等払いとし、支払い回数と時期については、機構と事業者との協議によるものとする。

(イ) 事業者は、適正にサービス料を算定し、機構に請求する。

(ウ) 機構は、当該各年度において、光熱水費等の削減効果があることを確認した上で事業者の請求に基づきサービス料を支払う。

(エ) 「実現した光熱水費等削減額」が「削減保証額」を下回る場合には、当該年度分のサービス料は、「削減保証額－実現した光熱水費等削減額」分が減額されるものとする。

(オ) 「実現した光熱水費等削減額－機構の保証利益」が0又は負の値となる場合は、当該年度分のサービス料は支払われないものとする。なお、事業者は、上記の場合において、「実現した光熱水費等削減額－機構の保証利益」が負の値となった場合は、「当該年度に要した光熱水費及びサービス料の合計＋機構の保証利益」から契約で定めたベースラインの額を減じた額を機構に支払うものとする。

(カ) 支払いは、機構の通常の方法によるものとし、別途示すものとする。

(キ) サービス料及び支払いの保証と調整方法等の詳細については、事業者との協議の上、契約書で定めるものとする。

保証されたパフォーマンスが達成されなかった場合の扱い

改修費 (15年賦) 維持管理費 光熱水費	削減予定額 光熱水費削減額	機構の利益 (機構の保証利益) 税引後損益 金利 元金相当分等 改修費(割賦) 維持管理費 光熱水費	サービス料 (A) 削減保証額 実現した削減額 削減保証額不足分 (C)	機構の保証利益 (B) 当該年度のサービス料 = 「A-C」 光熱水費	(D) 事業者が 機構に負担 機構の保証利益不足分 機構の保証利益 光熱水費 当該年度のサービス料は支払わない
事業実施前ベースライン		事業期間中のサービス料の支払い		イ支払い方法(エ)の場合のサービス料の支払い	イ支払い方法(ロ)の場合のサービス料の支払い

ウ サービス料の総支払額

(7) 元金相当費用

- (1) 金利

- (ウ) 事業者の利益

20

エ 光熱水費等削減保証とベースラインの調整方法

- (ア) 当該年度の光熱水費のベースラインのうち、光熱水費が、施設の利用状況の変化、エネルギー価格等の著しい変動、運転管理方法の著しい変更等のベースラインの見直しに係る要件（以下「ベースライン変動要因」という。）に該当する時は、事業者の申し出を機構が妥当と判断した場合は、ベースライン等の調整を行い、改めて機構と事業者の協議のもと、保証額を見直すことができる。
- (イ) ベースライン変動要因に基づいたベースライン等の見直しにより修正された削減額の算定については、事業者が合理的な根拠を示して資料を作成し、機構と協議を行い、承諾を受けなければベースラインの調整を行うことはできない。
- (ウ) 事業者は、ベースラインの見直しの詳細について別途計算方法等を示すこと。

オ サービス料に係る債権の取り扱い

サービス料に係る債権は、第三者に譲渡又は担保の用に供してはならない。ただし、機構の了解を得た場合はこの限りでない。

(8) 運転及び維持管理に関する事項

ア 運転管理指針の提示

事業者は、P F I 設備及び機構の既存設備の最適な「運転管理方針」を作成し、機構の承諾を受けることとする。事業者は善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理方針に基づき、P F I 設備の運転管理を行うものとする。また、事業者は、より効果的な運転管理について、必要なアドバイスを適宜行い、機構と運転方法について協議することができる。

イ P F I 設備の維持管理

事業者は、機構にP F I 設備の維持管理計画書を提出し、機構の承諾を受け、P F I 設備の維持管理を自らの責任と負担で行う。事業者は、P F I 設備の維持管理状況について、少なくとも年に1回以上、機構に報告しなければならない。その維持管理が計画どおりでなく、若しは不十分である時、機構は事業者に対して必要なメンテナンスを命ずることができる。

ウ 保険

事業者は、P F I 設備について、自己の負担で保険（動産総合保険、機械保険、火災保険など）に加入することとする。ただし、加入する種類、内容は機構と協議のうえ定めるものとする。

(9) 計測・検証に関する事項

ア 計測・検証手法

事業者は、光熱水費、取り込んだ維持管理費用による機構の利益を保証しなければならず、提案により示した光熱水費の削減額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するため、適切な計測・検証手法を機構に提示し承諾を受け、サービス期間中、P F I 設備の計測・検証を行う。

イ 計測・検証結果

事業者は、計測・検証結果を毎年度、随時機構に報告する。

ウ 報告への疑義

事業者による計測・検証の報告に疑義がある場合、機構は、第三者に依頼して計測・検証を行うことができる。この結果が事業者によるものと著しく乖離する時は、機構は、事業者に対し、その費用を要求することができる。この際、事業者は新たな計測・検証手法を機構に提示した上で、機構と協議を行い合意する必要がある。

(10) その他

優先交渉権者は、詳細診断終了後、提案書に基づき包括的エネルギー管理計画書（最終提案書、今回の提案には不要）を作成するが、機構は、包括的エネルギー管理計画書に盛り込む提案内容について、指示したり要請するようなことはない。機構と詳細協議で合意した包括的エネルギー管理計画書に疑義が生じた場合は、機構と優先交渉権者の両方で誠意をもって協議する。なお、提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が著しく乖離する場合、機構は次選交渉権者との契約交渉を開始する。この際、交渉権を失った優先交渉権者が行った包括的エネルギー管理計画書の作成に係る経費を機構に請求することはできない。また、この要項に定めるほか、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合は、各応募者に通知する。

7 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

ア 事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要項、配付資料及び契約書等に基づき、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、機構と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

ウ 事業者は、倒産等で本事業の継続に支障が生じる恐れがあるときは、事業継続を念頭に誠意をもって機構と協議することとする。

(2) 契約期間中の機構と事業者の関わり

本事業は、事業者の責により遂行し、機構は契約に定める方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 機構と事業者との責任分担

ア 基本的考え方

応募者が自ら有する省エネルギー改修に関するノウハウを最大限に発揮し、光熱水費等削減等を図るための提案は、事業者選定の最大の根拠であり、信頼性のあるものでなければならない。このため、提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者のみが負担しなけ

ればならない。ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議するものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

機構と事業者の責任分担は、原則として次の表によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議するものとする。

ウ 税制リスクに対する考え方

税制リスクの負担関係については、次のとおりとする。

(ア) 消費税

機構が負担する。

(イ) 消費税以外の税又は新設の税

サービスを享受する者が支払うべき税である場合には機構が負担し、地域社会の中で収益を目的に事業を行う者が支払うべき税である場合には事業者が負担する。なお、これに該当しない場合は機構及び事業者が協議し負担する。

表 予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			機構	事業者
事業全般	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	提案書の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・建設・維持管理による騒音・振動等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	保険	維持管理期間の故障等リスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	機構の指示によるもの	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	協議	
		建設に必要な許認可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		機構の事業放棄・破綻によるもの	○	
計画・設計	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	協議	
	設計変更	機構の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			機構	事業者
建設段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更、中止、延期	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	協議	
	設計変更	機構の指示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	機構の責による工事遅延・未完工によるサービス開始の遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工によるサービス開始の遅延		○
	工事費増大	機構の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	仕様不適合（施工不良を含む。）		○
支払関連	一般的損害	工事目的物などに関して生じた損害		○
		工事に起因し病院施設に生じた損害		○
	支払遅延等	機構に起因する支払の遅延・不能によるもの	○	
		利益の修正等のために支払いが遅延する場合		○
		計測・検証等のために支払いが遅延する場合		○
		ペナルティーの支払いの遅延等によるもの		○
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、機構の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○
	P F I 設備の損傷	機構の故意・過失又は機構設備に起因する P F I 設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する P F I 設備の損傷		○
	P F I 設備以外の損傷	事業者の故意・過失又は P F I 設備に起因する機構設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による機構設備の損傷	○	
	瑕疵担保	P F I 設備に関する瑕疵の担保責任（完成確認を行った日から 1 年間）		○
計測検証	不可抗力	天災などの不可抗力による P F I 設備の損傷	○	
	P F I 設備の不良	P F I 設備が所定の性能を達成しない場合		○
	光熱水費単価	光熱水費単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		上記以外の変動要因の場合	協議	
保証	性能	仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		仕様不適合による施設設備への損害、機構施設運営・業務への障害		○

※ 一般的損害及び第三者賠償については、事業者の責に帰すべき事由により生じたものに限る。

8 参加表明時の提出書類・作成要領

(1) 参加表明時の提出書類

ア 次の提出書類に各々の書類番号(①～⑪)を記した用紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを2部(正本1部、副本1部)提出すること。

- ① 参加表明書 (様式第2号)
- ② グループ構成表 (様式第3号)
- ③ 履行保証書 (様式第4号)
- ④ 印鑑証明書
- ⑤ 商業登記簿謄本
- ⑥ 納税証明書
- ⑦ 財務諸表
- ⑧ 会社概要 (様式第5号の1～3)
- ⑨ 建設業の許可証明書
- ⑩ 施工実績調書 (様式第6号)
- ⑪ E S C O事業実績一覧表 (様式第7号)
- ⑫ 各資格者免許証等の写し

※ ④～⑧は構成員全てについて、⑨及び⑩は建設役割のみ、⑪は事業役割のみ提出。

※ 機構、広島市又は都道府県及び広島市以外の政令指定都市の競争入札参加資格を有する構成員は、④から⑦を省略することができる。

イ ファイル表紙と背表紙には、「広島市立広島市民病院設備改修P F I事業 (E S C O事業) 参加表明提出書類」と記載すること。

ウ 原本を要する証明書類は正本に綴じ、ファイル表紙と背表紙に「正本」と赤字記載し、副本にはコピーを綴じること。

(2) 作成要領

ア 参加表明書 (様式第2号)

事業役割を担う事業者が作成すること。

イ グループ構成表 (様式第3号)

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業役割、金融役割、設計役割、建設役割、維持管理役割(分担名を記載のこと)を明確にすること。構成員の間で交わされた合意書又は覚書等を添付すること。また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員(予定)、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

ウ 履行保証書（様式第4号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合は、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

エ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヵ月以内に発行されたものとする。

オ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3ヵ月以内に発行されたものとする。

カ 納税証明書

① 法人税、消費税及び地方消費税（税務署発行の【様式その3の3】）

② 法人事業税及び法人都道府県民税の納税証明書

③ 法人市民税の納税証明書

上記①～③を各1通ずつ綴じたものとする。②及び③については、最新決算年度のもので、未納税額・納付額がない旨の証明書でもかまわない。また、事業所が複数箇所ある場合には、本契約を締結する事業所を管轄する都道府県又は市区町村で発行されたものに限る。

キ 財務諸表

過去3期分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（写し可）を添付すること。

また、事業役割を担う応募者の関係会社（親会社等）が、当該応募者の履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

ク 会社概要

設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数等を網羅したもの。（A4判、書式自由）

① 民間事業者状況表（様式第5号の1）

② 有資格技術職員内訳表（様式第5号の2）

③ 各役割の責任者業務実績表（様式第5号の3）

なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用を認める。

ケ 建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「建設業」の許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

コ 建設工事施工実績（様式第 6 号）

平成 21 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した、鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄筋鉄骨コンクリート造りの建築物における請負金額が 15 億円（消費税を除く。）以上の管工事又は電気工事（土木一式工事又は建築一式工事での施工実績は除く。）の施工実績を提出すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が 20 パーセント以上のものに限る。当該実績を確認できる契約書等の写しを添付すること。

サ ESCO 事業実績一覧表（様式第 7 号）

様式に従い、次の項目を網羅した事業実績表を提出すること。ここでいう事業実績とは、事業役割として E S C O 事業の契約を締結した実績（省エネルギー保証を伴うものに限る。）をいう。

- ・ 事業件名：契約書上の正確な名称を記載すること。
- ・ 発注者：発注者名を記入すること。
- ・ 受注形態：単独又はグループの別を記入すること。
- ・ 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること（単位千円）。
- ・ 契約年月日：契約締結日を記入すること。
- ・ 契約期間：契約始期及び終期を記入すること。
- ・ 施設の概要：施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入すること。
- ・ 主な契約内容：対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類（ギャランティード・セイビングス又はシェアード・セイビングス）、保証の有無、計測・検証の有無、E S C O 契約が継続しているか等も明記すること。

シ 各資格者免許証等の写し

様式第 5 号の 2 に記載した有資格技術職員のうち、各資格の代表 1 名分の資格者免許証等（表・裏）の写しを添付すること。

9 事業提案時の提出書類・作成要領

(1) 事業提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、10 部（正本 1 部、副本 9 部）提出すること。なお、提案提出書（様式第 9 号）は、1 部のみすべてを記載した実印押印分とし、他の 9 部は応募者が特定できないよう無記載（押印なし）とすること。

- ① 提案提出書（様式第 9 号）
- ② 事業資金計画書（様式第 10～15 号）
- ③ 技術提案書（様式第 16 号～30 号）
- ④ 提案総括表（様式第 31 号）

(2) 作成要領

ア 一般的事項

- (ア) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて横書きとする。なお、原則としてフォントは MS 明朝体 10.5 ポイントで統一すること。
- (イ) 各提案書類には、各ページの下中央に通し番号を記すとともに、右下に機構が送付した提案要請書に記載されている提案要請番号を記載すること。
- (ウ) 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。
- (エ) 提案提出書（様式第 9 号）により提出書類の構成を示したうえで、A4 縦長ファイルに綴じ、提出すること。なお、A4 版以外の様式については、A4 版サイズに折り込むこと。

イ 事業資金計画書

- (ア) 総括内訳書、細目内訳書（様式第 11 号の 1、2）
初期投資に係る費用を記入の上内訳を添付すること。
- (イ) 費用等積算表（様式第 12 号）
「6 提案書における提示条件(6)ウ(ア)元金相当費用」に示した元金相当費用を積算し、その積算根拠を合わせて提出すること。
- (ウ) 事業収支計画書（様式第 13 号）
契約期間中における、機構の事業全体に関する事業収支計算書を作成すること。
- (エ) 長期収支計画書（様式第 14 号）
サービス期間に関わらず 15 年間の収支計画及び資金計画を項目ごとに示すこと。
- (オ) 資金調達計画表（様式第 15 号）
資金調達に関する考え方、外部借入の内訳、金利設定、その他資金調達手法として検討している事項を記すこと。

ウ 技術提案書（様式第 16 号）

- (ア) 省エネルギー改修提案の概要を、改修項目ごとに改修箇所、制御方法、費用、省エネルギー効果、光熱水費削減効果、二酸化炭素排出削減効果、ベースライン消費量、削減額と削減保証額及び算定根拠等を様式第 16 号～24 号により提出すること。なお、技術提案の具体性、妥当性を確認できる算定根拠等を明示すること。
- (イ) 騒音・振動等の発生の予想される工法・機器等の設置については、その減音対策・防振対策や予想騒音値・振動値を根拠を付して記述すること。

- (ウ) 省力化効果の検証手法については P F I 設備導入前とサービスの同一性や効果を定量的に評価できる手法を様式 25 号により提出すること。
- (エ) エネルギーに関する計算については一次エネルギー供給により行うものとする。一次エネルギー及び二酸化炭素排出量削減量の算定に当たっては下表の換算値を用いること。

■一次エネルギー換算値

	一次エネルギー換算値	備 考
電力	8.64MJ/kwh	省エネルギー法による
都市ガス (13A)	45.0MJ/N m ³	広島ガス公表値

■二酸化炭素排出係数

	二酸化炭素排出係数	備 考
電力	0.511kg-CO ₂ /kwh	中国電力公表値 (2023 年度実績)
都市ガス (13A)	2.29kg-CO ₂ /N m ³	広島ガス公表値

- (オ) 光熱水費削減額の算定に当たっては、原則、下表の単価を用いるものとする。

設備の更新方法等により、機構が指定する単価以外での提案に妥当性がある場合には、単価の根拠を明確に示した上で、事業者が示す単価による提案を認める。

■単 価

	単 価	備 考
電力 (基本)	1,566.12 円/kW・月	令和 5 年度 (力率調整後)
電力 (自家発補給)	2,026.75 円/kW・月	〃 (基本×1.1)
電力 (予備線)	92.12 円/kW・月	〃 (基本×0.05)
電力 (従量)	17.08 円/kW h	令和 3~5 年度平均
都市ガス (13A)	103.84 円/N m ³	〃
上水道	314.31 円/m ³	〃
下水道	447.41 円/m ³	〃

※ 消費税相当額を含む。

- (カ) 運転管理方針提案書 (様式第 26 号)
P F I 設備及び既存設備に関する適切な運転管理方針 (案) について記載すること。
- (キ) 緊急時対応方法提案書 (様式第 27 号)
安全性・信頼性・災害時を含む緊急時対応方法についての考え方について記載すること。
- (ク) 契約期間終了後の対応 (様式第 28 号)
契約期間終了後の対応、P F I 設備の扱いに関する内容について記載すること。
- (ケ) 全体スケジュール (様式第 29 号)
最優秀事業者の決定後から、サービス開始までの全体スケジュールについて記載すること。

(コ) 簡易な施工計画（様式第 30 号）

医業への配慮、工事の品質管理、機器類の更新に関する施工計画、工事中の来院者等に対する安全配慮などについて記載すること。

(サ) 提案総括表（様式第 31 号）

提案内容をまとめて記載すること。

10 配付資料

提案要請書と併せて応募者に配布する資料は次のとおりとする。

- ① 過去 3 年間の光熱水費（電気・都市ガス・上下水道）及び使用量
- ② 施設図面（建築、電気、衛生、空調）
- ③ 設備稼働状況データ（EMS の生データ）

11 事業者が詳細設計及び工事施工に関して提出する書類

事業者は、契約に先立って詳細設計を行い、包括的エネルギー管理計画書の一部として、次の書類を機構に提出しなければならない。なお、提出方法等の詳細は、別途定めることとする。

詳細設計に当たっては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の仕様と機能的に同等程度の設計を行うこととし、機構の確認を受けなければならない。

〈詳細設計時〉

(1) 設計書類

各種設計計算書、負荷計算書、構造計算書、官公庁打合せ記録、申請書類（省エネ法等）

(2) 工事内訳書

事業者の書式にてデータ化して提出すること。

(3) 図面

ア 空調関係図（空調関係の提案がある場合）

図面リスト、機器明細表、配管系統図、ダクト系統図、屋外配管図、機械室平面図・断面図、各階配管平面図、各階ダクト平面図、換気設備平面図、部分詳細図、機器詳細図、トレンチ断面図、中央監視関係図、自動制御動作図、制御機器表、盤一覧、その他必要な図面

イ 衛生関係図（衛生関係の提案がある場合）

図面リスト、屋外配管図、機器及び器具表、配管系統図、各階平面図、詳細図（便所他）、排水勾配図、桝断面図、給湯設備関連図、その他必要な図面

ウ 電気関係図（電気関係の提案がある場合）

図面リスト、屋外配線図、自家発電室・変電室等単線結線図及び平面図、電灯・動力・弱電幹線系統図、盤結線図、電灯・動力・弱電幹線平面図、電灯・コンセント平面図、照明器具表（又は姿図）、動力・弱電平面図、火災報知・防災関係図、中央監視関係図、その他必要な図面

エ 建築関係図（建築関係の提案がある場合）

図面リスト、案内図、配置図、仕上げ表、平面図、伏図、立面図、断面図、矩計図、各部詳細図、展開図、建具表、サイン計画図、外構図、日影図、構造図、その他必要な図面

オ その他、必要な図面

カ 改修工事に必要な仮設図

〈工事施工時〉

- (1) 詳細設計に基づいて施工すること。また、事前に施工計画書を作成し機構の確認を受けること。
- (2) 工事監理者及び建設業法に定める技術者を配置し、工事監理を行うこと。
- (3) 工事ごとの「標準仕様書」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び「監理指針」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に準じた適正な施工を行うこと。
- (4) 工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- (5) 安全対策、機構及び近隣住民との調整等を十分に行うこと。
- (6) 工事完成時、施工記録を用意し、機構の確認を受けること。
- (7) 必要に応じて、各種許認可等の書類を作成し、その写しを機構に提出すること。

12 契約に関する事項

(1) 契約の手順

優先交渉権者は、包括的エネルギー管理計画書を作成し、機構と契約締結のための協議と手続きを行う。

(2) 契約の概要

ア 対象者

機構及び事業者

イ 締結時期

令和7年3月（予定）

ウ 契約の概要

募集要項、包括的エネルギー管理計画書に基づき、契約を締結するものであり、事業者が遂行すべき設計・監理、省エネルギー改修工事及び運転・維持管理に関する業務内容や保証金額、支払方法等を定める。また、機構と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記する。

13 完成図書

工事完成時には、完成図書等を作成し機構に提出すること。

なお、完成図は、広島市電子納品の手引（平成 25 年 3 月）に基づき電子納品とする。

（広島市ホームページ参照：<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koukyoujigyoku/4387.html>）

14 用語の定義

本募集要項で使用する用語の解釈は、次のとおりとする。

(1) 応募者

本募集要項に基づき参加表明を行い、応募資格要件を満たすことが確認され、機構から提案要請を受けた民間事業者

(2) 優先交渉権者

提案審査の結果、最優秀提案者となり、契約の締結へ向けて機構と協議を行う優先交渉権を有する応募者

(3) 次選交渉権者

提案審査の結果、優秀提案者となり、機構と優先交渉権者との協議が成立しなかった場合、優先交渉権者に替わり、新たに機構との協議を開始する応募者

(4) 事業者

機構と契約を締結する優先交渉権者又は次選交渉権者

(5) 契約

機構と事業者が締結する P F I 事業（ESCO 事業）契約

(6) 提案

設計・施工、事業資金計画、運転管理方針及び維持管理等に関する包括的な提案

(7) P F I 設備

事業者が、機構と結ぶ契約に基づき、設計・施工した省エネルギー改修設備等

(8) サービス

P F I 設備の設置、運転管理及び維持管理、光熱水費等削減額の保証、省エネルギー効果を把握するための計測・検証等を含む包括的サービス

(9) P F I

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 177 号）で定める特定事業

(10) BOT方式

民間事業者が自ら資金を調達し、施設を建設し、一定期間、管理・運営を行い、サービス期間終了後、公共に施設を移転する P F I 事業

**広島市立広島市民病院設備改修 P F I 事業（E S C O 事業）
提案公募説明会 参加申込書**

日時：令和 6 年 1 1 月 1 9 日（火） 1 4 時～1 5 時

場所：広島市民病院（広島市中区基町 7 番 3 3 号） 中央棟 10 階 講堂

参加団体

団 体 名			
代表者名			
担当者名			
所 在 地			
T E L		F A X	

参加者 所属・氏名

所属部・課名			
氏 名			
E-mail			

※ 参加者多数の場合は、人数の調整をさせていただく場合がありますので、御了承ください。

※ この申込書を通じて機構が提供を受けた個人情報については、広島市個人情報保護条例に基づき取扱い、広島市立広島市民病院設備改修 P F I 事業（E S C O 事業）提案公募以外の目的には使用しません。

様式第1号

質 問 書

事業名：広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）

標記事業の提案募集要項について、別紙の質疑応答書のとおり質問します。

令和 年 月 日

理 事 長

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

（連絡先）

部 署：

担当者：

電 話：

F A X：

E-Mail：

参 加 表 明 書

事業名：広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）

標記事業の提案書に基づく選定の参加の意思がありますので、プロポーザル参加資格の審査を申請します。なお、広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）提案募集要項の応募条件の全てを満たしていること、また、この参加表明書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

理 事 長

（提出者）

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

グ ル ー プ 構 成 表

事業名：広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）

標記事業の提案書に基づく選定の参加に関しては、以下の構成員で申請します。

令和 年 月 日

理 事 長

代表者（申請者）：

所在地

商号又は名称

代表者氏名

（代表者印）

電話番号

FAX 番号

担当役割内容 [事業役割]

機構・広島市等入札参加資格者登録[物品売買 物品借入れ及び役務 建設工事]

その他グループ構成員：

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

（代表者印）

担当役割内容 [事業役割 金融役割 設計役割 建設役割 維持管理役割]

機構・広島市等入札参加資格者登録[物品売買 物品借入れ及び役務 建設工事]

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

（代表者印）

担当役割内容 [事業役割 金融役割 設計役割 建設役割 維持管理役割]

機構・広島市等入札参加資格者登録[物品売買 物品借入れ及び役務 建設工事]

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

（代表者印）

担当役割内容 [事業役割 金融役割 設計役割 建設役割 維持管理役割]

機構・広島市等入札参加資格者登録[物品売買 物品借入れ及び役務 建設工事]

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

(代表者印)

担当役割内容 [事業役割 金融役割 設計役割 建設役割 維持管理役割]

機構・広島市等入札参加資格者登録[物品売買 物品借入れ及び役務 建設工事]

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

(代表者印)

担当役割内容 [事業役割 金融役割 設計役割 建設役割 維持管理役割]

機構・広島市等入札参加資格者登録[物品売買 物品借入れ及び役務 建設工事]

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

(代表者印)

担当役割内容 [事業役割 金融役割 設計役割 建設役割 維持管理役割]

機構・広島市等入札参加資格者登録[物品売買 物品借入れ及び役務 建設工事]

※ 構成員の間で交わされた合意書又は覚書等を添付すること。

広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）

に関する合意書（例）

〇〇〇（以下、「甲」という。）、□□□（以下、「乙」という。）、△△△（以下、「丙」という。）、
◎◎◎（以下、「丁」という。）、◇◇◇（以下、「戊」という。）、▽▽▽（以下、「己」という。）
の6者（以下、「構成員」という。）は、「広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）」
（以下、「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり合意した。

第1条 （目的）

構成員は、本事業の実施に関し、それぞれの義務を誠実に履行する。

第2条 （役割）

構成員の役割は以下のとおりとする。

- ① 甲は、事業役割（構成員を代表して地方独立行政法人広島市立病院機構（以下、「機構」という。）の窓口となり、本事業に関する諸手続きを行う。）を担い、事業遂行の責を負う。
- ② 乙は、事業役割を担い、甲が行う事業遂行を補佐する。
- ③ 丙は、金融役割を担い、金融に関する業務をすべて実施する。当該業務の詳細に関しては、別途契約を締結する。
- ④ 丁は、・・・

第3条 （連帯責任）

甲乙は、本事業の実施に関し、機構に対して連帯責任を負う。

第4条 （制限）

構成員は、提案募集要項に定める応募者の制限事項に該当しないことを、本事業が終了するまで継続する。

第5条 （有効期間）

本合意は、本事業が終了するまでを有効期間とする。ただし、本事業が契約に至らない場合は、その時点で失効する。

第6条 （本書の提出）

構成員は、本合意書の写しを機構に提出することに合意する。

以上合意の証として、本書 6 通作成の上、構成員が記名押印の上、各社 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲) 所在地

商号又は名称

代表者氏名

役割

乙) 所在地

商号又は名称

代表者氏名

役割

丙) 所在地

商号又は名称

代表者氏名

役割

丁) 所在地

商号又は名称

代表者氏名

役割

戊) 所在地

商号又は名称

代表者氏名

役割

己) 所在地

商号又は名称

代表者氏名

役割

履 行 保 証 書

令和 年 月 日

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長

〇〇〇〇〇は、△△△△△が地方独立行政法人広島市立病院機構（以下、「機構」という。）の広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）（以下、「当該事業」という。）の提案が最優秀提案として採用され、最終的に機構と△△△△△が契約を締結した場合、当該事業の遂行を保証いたします。

万一、当該事業の遂行に支障が生じる事態となった場合は、保証人として責任を持って事業を遂行し、機構の運営に支障を及ぼさないよう、機構と△△△△△が締結した当該事業契約に基づく一切の義務を引き継ぎ、誠意を持って迅速に履行することを誓約します。

保 証 人
所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

（代表者印）

民 間 事 業 者 状 況 表

住所	
商号又は名称	
代表者名	
建設業許可番号	
経営事項審査点数(総合評点)	
ISO9000 シリーズ認証取得状況	(認証部署) (適用規格) (審査登録機関) (登録番号)
ISO14000 シリーズ認証取得状況	(認証部署等) (適用規格) (審査登録機関) (登録番号)
本募集要項の資格確認書類受付日から提案書提出日までの期間に、営業停止処分、機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けている。	有 無 (有の場合の理由)
広島市税を滞納している。	有 無 (有の場合の理由)
消費税及び地方消費税を滞納している。	有 無 (有の場合の理由)
機構の契約に関して、次のいずれかに該当する行為をしたことがある。 (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。 (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した。 (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた。 (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた。 (オ) 正当な理由がなくて契約を締結しなかった又は契約を履行しなかった。 (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った。 (キ) (ア)から(カ)までに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した。	有 無 (有の場合の理由)

次のいずれかに該当する。 (ア) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）。 (イ) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている。 (ウ) 建築基準法、宅地造成等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、広島市から当該法令違反に対する改善・命令等を受け、当該法令違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けており、当該違反事項の改善がなされていない。	有 無 (有の場合の理由)
本事業に係る下請契約等の締結に際し、次のいずれかに該当する者を下請契約等の当事者として選定されることがないよう、必要な措置を講ずることができない。 (ア) 機構又は広島市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、機構又は広島市の競争入札に参加することができない期間を経過していない。 (イ) 機構又は広島市の指名停止措置を受けている。 (ウ) 営業停止処分を受けている。 (エ) 暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である。	有 無 (有の場合の理由)
本事業を履行するために行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）において、営業停止処分を受けている者を、その相手方又は代理人若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができない。	有 無 (有の場合の理由)

注) 必要事項を記入し、対応する部分には○を付ける。

有資格技術職員内訳表

(民間事業者名：)

有資格技術職員内訳				人数		合計	
建築工事	一級建築士			人			
	一級建築施工管理技士			人			
	二級建築施工管理技士	建築	人	小計			人
		躯体	人				
		仕上げ	人				
	監理技術者			人			
	その他（※1）			人			
電気工事	一級電気工事施工管理技士			人			
	二級電気工事施工管理技士			人			
	監理技術者			人			
	その他（※1）			人			
管工事	一級管工事施工管理技士			人			
	二級管工事施工管理技士			人			
	監理技術者			人			
	その他（※1）			人			
技術士		建設	人	小計			人
		電気・電子	人				
		機械	人				
		衛生工学	人				
エネルギー管理士			人				
建築設備士			人				
その他（※1）			人		人		

※1：その他については、可能な範囲で具体的に記載のこと

総括責任者・主任技術者表

(民間事業者名：)

分担 氏名・年齢	実務経験 年数資格	業務実績				過去に従事した ESCO 事業等 類似業務の実績
		施設名称	構造 規模	完成又は 完成予定	立場	業務名・規模構造・立場 完了年
総括責任者 氏名 年齢.....才	経験年数年		m ²	年 月		
	資格の種類		m ²	年 月		
			m ²	年 月		
			m ²	年 月		
〇〇〇担当 主任技術者 氏名 年齢.....才	経験年数年		m ²	年 月		
	資格の種類		m ²	年 月		
			m ²	年 月		
			m ²	年 月		
〇〇〇担当 主任技術者 氏名 年齢.....才	経験年数年		m ²	年 月		
	資格の種類		m ²	年 月		
			m ²	年 月		
			m ²	年 月		
〇〇〇担当 主任技術者 氏名 年齢.....才	経験年数年		m ²	年 月		
	資格の種類		m ²	年 月		
			m ²	年 月		
			m ²	年 月		

※1：立場とは、その業務における役割分担をいい、総括責任者、担当主任技術者の別を記入する。

※2：各資格者免許証の写し（表・裏）を添付すること

施 工 実 績 調 書

項 目		1	2
工 事 名 称 等	工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事	
	建設工事の種類	☐ 管工事 ☐ 電気工事 ☐ その他 ()	
	発 注 者 名	〇〇市	
	工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町	
	最 終 請 負 金 額 (消費税等を除く。)	(単体の場合) 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	
		(J V の場合) 全体額 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 当社分 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	
	工 期	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで	
受 注 形 態	単体又は共同企業体(出資割合〇〇%)		
工 事 内 容 ※提案募集要項に記載した競争参加資格に定める施工実績を有していることを確認できるよう、具体的な構造、数量等を記載すること。		(例) 会社の施工実績が、「平成 21 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡ししが完了した、次の工事の施工実績を有すること。 ・「鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り又は鉄筋鉄骨コンクリート造りの建築物における請負金額が 15 億円(消費税等を除く)以上の管工事又は電気工事」の場合の記載例 ↓ ・〇〇病院空調設備工事 ・鉄筋コンクリート造り ・請負金額 15 億円(消費税等を除く) ・管工事	

ESCO 事業実績一覧表

(企業名：)

事業件名	発注者	受注形態	契約金額 (千円)	契約年月日	契約期間	施設の概要			主な契約内容					
						用途	構 造・ 規模面積	工事完了 年 月	対象機器	対象建物全体 の省エネルギー	パ フォーマンス契約の有無と 種類 (ギ ャランティード /シェアード)	保証の有無	計測・検 証の有無	契約 状況
							m ²	年 月		%	有 (G ・ S) ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
							m ²	年 月		%	有 (G ・ S) ・ 無	有 ・ 無		
							m ²	年 月		%	有 (G ・ S) ・ 無	有 ・ 無		
							m ²	年 月		%	有 (G ・ S) ・ 無	有 ・ 無		
							m ²	年 月		%	有 (G ・ S) ・ 無	有 ・ 無		
							m ²	年 月		%	有 (G ・ S) ・ 無	有 ・ 無		
							m ²	年 月		%	有 (G ・ S) ・ 無	有 ・ 無		

注 1) 受注形態の欄には、単独、 J V の別を記入すること。

注 2) 構造は、構造種別・地上階数／地下階数を記述すること。(例： R C－5／1)

注 3) パフォーマンス契約とは、省エネルギー改修による経費削減分で全ての経費を賄う契約であり、その中で、ギランティード・セービングス契約では実際の金融負担を発注者が負い、シェアード・セービングス契約は事業者が実際の金融負担を負う形態となる。

注 4) 契約状況欄について、ESCO サービスを 1 年以上提供した事若しくは現在も ESCO サービスを継続して提供している事業に「○」を記入する。

注 5) 上記の各契約を証明できる書類を添付すること。

参 加 辞 退 届

令和 年 月 日

理 事 長

提出者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

事業名：広島市立広島市民病院設備改修 P F I 事業（E S C O 事業）

標記事業への提案書に係る選定の参加を以下の理由により、辞退します。

提案要請番号 ：

提案辞退理由：

提 案 提 出 書

令和 年 月 日

理 事 長

提出者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

④

下記のとおり提案書類を提出します。

記

1 事業名：広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）

2 提案要請番号：

3 提出書類

- （1）事業資金計画書
- （2）技術提案書
- （3）設備維持管理提案書
- （4）計測・検証方法提案書
- （5）運転管理方針提案書
- （6）緊急時対応方法提案書
- （7）契約終了時の対応
- （8）全体スケジュール
- （9）簡易な施工計画
- （10）提案総括表

事務担当責任者

氏名

所属

職名

電話

FAX

事業資金計画書

事業名称：広島市立広島市民病院設備改修 P F I 事業（E S C O 事業）

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 総括内訳書、細目内訳費 | (様式第 11 号の 1～2) |
| 2. 費用等積算表 | (様式第 12 号) |
| 3. 事業収支計画書 | (様式第 13 号) |
| 4. 長期収支計画書 | (様式第 14 号) |
| 5. 資金調達計画表 | (様式第 15 号) |

(提案要請番号)

注1 金額欄には消費税を含めること。

18

費用等積算表（元金相当費用一覧）

（施設名：広島市立広島市民病院）

項目			金額（千円）（税込み）	積算根拠
設計・工事費等	詳細診断費			
	包括的管理計画書作成費			
	設計費			
	その他（関連業務費用）			
	工事費	建設工事費		
		衛生設備工事費		
		電気設備工事費		
		空調設備工事費		
		小計		
工事監理費				
設計・工事費等　小計				
維持管理費				
計測・検証費				
運転管理費				
法人税				
その他				
合　計				

注 1 各種工事費の合計金額と関連項目の金額が一致するよう留意すること。

注 2 その他については、可能な範囲で具体的に記入すること。

注 3 積算に当たり、作成した明細書があれば添付すること。

注 4 金額欄には消費税を含め、積算根拠の記載に当たっては、消費税が分かるようにすること。

（提案要請番号）

事業収支計画書

施設名（広島市立広島市民病院） 基準金利（ ）% スプレッド（ ）% サービス期間（ ）年

（消費税込） （単位：千円）

年 度 項 目		R8	R9.10	R10.10	R11.10	R12.10	R13.10	R14.10	R15.10	R16.10	R17.10	R18.10	R19.10	R20.10	R21.10	R22.10	合計
		開始前	初年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年座	14 年度	15 年度	
ベースライン	光熱水費																
	維持管理費																
	改修費（15 年賦）																
	小計																
削減予定・保証額	削減予定額																
	削減保証額																
サーピス料	設計・工事費償還分																
	金利償還分																
	維持管理費																
	計測・検証費																
	運転管理費																
	法人税																
	その他費用																
	事業者の利益																
	小計																
機構の利益	削減予定額																
	契約期間終了後の機構の想定利益額																
	小計（機構の利益総額）																
	削減保証額																
計																	

注 1 その他の様式と関連のある項目の数値については整合を図ること。
注 2 施設別に作成すること。
注 3 A3 横書きで作成すること。
注 4 可能な範囲で詳細に記入すること。
注 5 契約期間と使用する金利を明示すること。
注 6 契約終了後の年度も、機構が必要とする費用（維持管理費、運転管理費等）は当該項目に記入のこと。

（提案要請番号）

長期収支計画書

施設名（広島市立広島市民病院）

（消費税込）（単位：千円）

項 目		R8	R9.10	R10.10	R11.10	R12.10	R13.10	R14.10	R15.10	R16.10	R17.10	R18.10	R19.10	R20.10	R21.10	R22.10	合計
		開始前	初年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年座	14 年度	15 年度	
収 支 計 画	収入計																
	サービス料収入																
	改修費償還分＋金利償還分																
	維持管理費																
	計測・検証費																
	運転管理費																
	法人税																
	その他費用																
	事業者の利益																
	小計																
	支出計																
	改修費償還分＋金利償還分																
	維持管理費																
	計測・検証費																
	運転管理費																
	注人税																
	その他費用																
	小計																
	税引前当期損益																
	税引後当期損益																
資 金 計 画	資金需要																
	改修費等																
	借入金返済																
	その他																
	資金調達																
	当期損益																
	借入金																
	資本金																
	その他（借入金返済分）																
	当期資金過不足																
	資金過不足累計																
	借入残高																
計																	

注 1 その他の項は可能な範囲で詳細に記入すること。
注 2 その他の様式と関連のある項目の数値については整合を図ること。
注 3 施設別に作成すること。
注 4 A3 横書きで作成すること。

資 金 調 達 計 画 表

施設名（広島市立広島市民病院）

1. 事業費の調達に関する考え方

自己資本と外部借入等の金額を記入する。資金調達企業毎の内訳も分かる形で記入すること。

		自己資本	百万円
		外部借入等	百万円
			百万円
		小 計	百万円

2. 金利の設定について

外部借入等について、その内訳、借入条件等を記入すること。

項 目	記 入 欄	単 位	備 考
基準金利 (A)		%	
スプレッド (B)		%	
設定金利 (A+B)		%	
基準金利の選定日			
年数		年	
スプレッド設定 根拠（考え方）			

3. その他、資金調達手法として検討していることがある場合は記入する。

--

(提案要請番号)

技 術 提 案 書

施設名（広島市立広島市民病院）

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 省エネ改修提案総括表 | (様式第 17 号) |
| 2. 省エネルギー改修項目等の説明 | (様式第 18 号の 1・2) |
| 3. 環境への配慮 | (様式第 19 号) |
| 4. P F I 設備と既存設備の関係 | (様式第 20 号) |
| 5. 工事中の施設運営の影響・対応 | (様式第 21 号) |
| 6. P F I 設備等設置概要図 | (様式第 22 号) |
| 7. 補助金等の可能性 | (様式第 23 号) |
| 8. P F I 設備維持管理提案書 | (様式第 24 号) |
| 9. 計測・検証方法提案 | (様式第 25 号) |
| 10. 運転管理方針提案書 | (様式第 26 号) |
| 11. 緊急時対応方法提案書 | (様式第 27 号) |
| 12. 契約期間終了後の対応 | (様式第 28 号) |
| 13. 全体スケジュール | (様式第 29 号) |
| 14. 簡易な施工計画 | (様式第 30 号) |

(提案要請番号：)

No.	提案項目	電気・都市ガス・上下水道 使用量		一次エネルギー		二酸化炭素		年間削減額 A 円／年	工事他投資額 B 円	単純回収年 B/A 年
				ベース量		ベース量				
				〇〇〇 MJ／年		〇〇〇 kg－CO2／年				
		種別	削減量	削減量 MJ／年	削減率 ％	削減量	削減率 ％			
単位	kg－CO2／年									
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
	計									

注 上下中水道については、一次エネルギー・二酸化炭素の削減量・削減率は計上しないこと。
改修を伴わないメニュー及び非化石エネルギーへの転換など改正省エネ法に対応する提案があれば記載すること。（提案要請番号

2. 省エネルギー改修項目等の説明 その 1

施設名（広島市立広島市民病院）

下記の内容について記述すること。

提案する省エネルギー手法毎に下記の内容について記述すること。

省エネルギー改修手法の概要
(文章・イラストにて説明)

改修前と改修後の構成（システム）図

注 省エネルギー手法毎に A4 版 2 枚以内かつ、2000 字以内で簡潔にまとめること。

（提案要請番号： ）

2. 省エネルギー改修項目等の説明 その 2

施設名（広島市立広島市民病院）

下記の内容について記述すること。

提案する省エネルギー手法毎に下記の内容について記述すること。

エネルギー削減量、光熱水費削減額、CO2 削減等に
関する技術的・数値的根拠

注 省エネルギー手法毎に A4 版 2 枚以内かつ、2000 字以内で簡潔にまとめること。

（提案要請番号： ）

3. 環境への配慮

施設名（広島市立広島市民病院）

下記の内容について記述すること。

- ・ P F I 設備に起因する環境負荷（騒音、振動、大気汚染物質等）の対策の環境対策内容。

注 4 版 1 枚以内かつ、1000 字以内で簡潔にまとめること。

（提案要請番号： ）

4. P F I 設備と既存設備の関係

施設名（広島市立広島市民病院）

下記の内容について記述すること。

- ・ P F I 設備と既存設備の関係。特に導入する省エネ手法が既存設備の更新や効率、省エネルギー化改修に寄与する内容について。

注 4 版 1 枚以内かつ、1000 字以内で簡潔にまとめること。

（提案要請番号： ）

5. 工事中の施設運営の影響・対応

施設名（広島市立広島市民病院）

下記の内容について記述すること。

- ・工事施工にあたり、施設運営に対する影響と、その対応方策の内容。

注 4 版 1 枚以内かつ、1000 字以内で簡潔にまとめること。

（提案要請番号： ）

6. P F I 設備等設置概要図

施設名（広島市立広島市民病院）

下記の内容について記述すること。

- ・提案する P F I 設備等の設置箇所を示した建物平面図、系統図等

注 枚数自由（ただし簡潔にまとめること）。

（提案要請番号： ）

7. 補助金等の可能性

施設名（広島市立広島市民病院）

下記の内容について記述すること。

- ・想定している補助金の名称、額、補助の交付条件、提案内容での補助金獲得の可能性に関する考察などを記載すること。

注 A4 版 1 枚以内かつ、1000 字以内で簡潔にまとめること。

（提案要請番号： ）

- ・維持管理業務に関する計画

[illegible]

注3) その他の様式と関連のある項目の数値については整合を図ること。

維持管理を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば記載すること。

(提案要請番号：)

・提案により示した光熱水費削減予定額及び削減保証基準額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を示すこと

--

[illegible]

注2) その他の様式と関連のある項目の数値については整合を図ること。

計測・検証業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば記載すること。

(提案要請番号：)

10. 運輸管理方針提案書

施設名 (広島市立広島市民病院)

下記の内容について記述すること。

- ・ P F I 設備及び既存設備に関する適切な運転管理方針（案）を示すこと。

① 内容

--

② 運轉管理費見積書

項 目	金額〔千円〕	備 考
合 計		

注1) 毎年かかる経費を記入すること。

注2) その他の様式と関連のある項目の数値については整合を図ること。

③ その他特記事項

計測・検証業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば記載すること。

注. A4 版 1 枚以内かつ、1000 字以内で簡潔にまとめること。

(提案要請番号：)

1 1. 緊急時対応方法提案書

施設名（広島市立広島市民病院）

下記の内容について記述すること。

- ・提案の安全性・信頼性・災害時を含む緊急時対応方法についての考え方を示すこと。

注. A4 版 1 枚以内かつ、1000 字以内で簡潔にまとめること。

（提案要請番号： ）

1 2. 契約期間終了後の対応

施設名（広島市立広島市民病院）

下記の内容について記述すること。

- ・ 契約期間終了後の維持管理に関する内容。

注. A4 版 1 枚以内かつ、1000 字以内で簡潔にまとめること。

（提案要請番号： ）

13. 全体スケジュール（最優秀事業者に決定後～サービス開始まで）

施設名 (広島市立広島市民病院)

下記の内容について記述すること。

- ・最優秀事業者に決定後～サービス開始までの全体スケジュールについて示すこと。

[illegible]

注 A3 版 1 枚以内

(提案要請番号：)

1 4. 簡易な施工計画

施設名（広島市立広島市民病院）

下記の内容について記述すること。

- ・ 医業への配慮
- ・ 工事の品質管理
- ・ 機器類の更新に関する施工計画、工事中の来院者等に対する安全配慮など。

注. A4 版 1 枚以内かつ、1000 字以内で簡潔にまとめること。

（提案要請番号： ）

提 案 総 括 表

(本提案総括表に記載された内容につきましては、後日公表されることがありますので、ご了承下さい。)

	NO	評価項目	記入欄		備考
				単位	
事業資金計画書	1	各年の機構利益保証額		千円/年	
	2	15 年間の機構の利益総額 (契約期間 年)		千円/15 年 (円/0 年)	
	3	資金調達計画	自己資本	百万円	
			外部借入等	百万円	
			(金 利 : %) (借入先 :)		
技術提案書	4	契約期間		千円/年	
	5	光熱水費削減予定額		千円/年	様式第 17 号
		光熱水費削減保証額		MJ/年	
	6	省エネルギー削減量		%/年	様式第 17 号
		省エネルギー率		t-CO2/年	
	7	二酸化炭素削減量		%/年	様式第 17 号
		二酸化炭素削減率		※	
	8	提案項目 (具体的な省エネルギー導入法項目)		※	様式第 18 号 1・2
		具体性・妥当性		※	
	9	費用対効果		※	
	10	環境への配慮		※	様式第 19 号
	11	P F I 設備と既存設備の関係		※	様式第 20 号
	12	工事中の施設運営の影響・対応		※	様式第 21 号 様式第 30 号
	13	P F I 設備等設置概要図		※	様式第 22 号
	14	補助金等の名称		※	様式第 23 号
		補助金獲得予測額		千円/年	
	15	P F I 設備維持管理提案書		※	様式第 24 号
	16	計測・検証方法提案書		※	様式第 25 号
	17	運転管理方針提案書		※	様式第 26 号
	18	緊急時対応方法提案書		※	様式第 27 号
	19	契約期間終了後の対応		※	様式第 28 号
	20	全体スケジュール			様式第 29 号

	項 目		単位	備考
確認事項	1	サービス料	円/年	
	2	サービス期間中の機構の各年の利益	千円/年	
	3	維持管理費	千円/年	
	4	運転管理費	千円/年	
	5	ベースライン	千円/年	
	6	削減保証率 (削減保証額/削減予定額×100)	%	

注：応募者は※に記入しないこと。(提案要請番号)

必要書類一覧

提出	No.	提出書類	様式番号	備考	チェック欄
任意	0	説明会参加申込書	第 0 号	説明会参加希望者のみ提出	
	1	質問書	第 1 号	任意提出	
参加表明時提出書類	2	参加表明書	第 2 号		
	3	グループ構成表	第 3 号		
	4	履行保証書	第 4 号	任意提出	
	5	印鑑証明書		受付日前3か月以内に発行されたもの	
	6	登記簿謄本		〃	
	7	納税証明書		〃	
	8	財務諸表		直近3期分	
	9	会社概要	様式自由	パンフレット等でも可	
	10	企業状況表	第5号の1		
	11	有資格技術職員内訳表	第5号の2		
	12	総括責任者・主任技術者表	第5号の3		
	13	特定建設業の許可証明書			
	14	施工実績調書	第 6 号		
	15	E S C O事業実績一覧表	第 7 号		
	16	各資格者免許証等の写し		資格免許証(表・裏)	
	17	監理技術者資格者等の写し		監理技術者資格者証(表・裏)及び監理技術者講習終了証の写し(カラー)	
	18	参加辞退届	第 8 号		
提案書提出時	19	提案提出書	第 9 号		
	20	事業資金計画書	第 10 号		
	21	総括内訳書、細目内訳書	第11号の1,2		
	22	費用等積算表	第 12 号		
	23	事業収支計画書	第 13 号		
	24	長期収支計画書	第 14 号		
	25	資金調達計画表	第 15 号		
	26	技術提案書	第 16 号		
	27	省エネ改修提案総括表	第 17 号		
	28	省エネルギー改修項目等の説明	第 18 号		
	29	環境への配慮	第 19 号		
	30	P F I 設備と既存設備の関係	第 20 号		
	31	工事中の施設運営の影響・対応	第 21 号		
	32	P F I 設備等設置概要図	第 22 号		
	33	補助金等の可能性	第 23 号		
	34	P F I 設備維持管理提案書	第 24 号		
	35	計測検証方法提案書	第 25 号		
	36	運転管理方針提案書	第 26 号		
	37	緊急時対応方法提案書	第 27 号		
	38	契約期間終了後の対応	第 28 号		
	39	全体スケジュール	第 29 号		
	40	簡易な施工計画	第 30 号		
	41	提案総括表	第 31 号		

(提案要請番号)

広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）提案審査要領

広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）に係る提案の審査は、広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）公募型プロポーザル方式審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、次のとおり行う。

1 提案の審査及び選定

(1) 応募資格の確認

募集要項等により、参加表明した応募者の応募資格要件を確認する。

(2) 提案要請

応募資格要件を確認し、条件を満たす応募者に対し、提案書の提出を文書等で要請する。

(3) 最優秀及び優秀提案の選定

審査委員会において、提案の中から最優秀提案1件及び優秀提案1件を選定する。審査結果は、応募者に文書で通知し、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下、「機構」という。）のホームページで公表する。なお、原則として審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

2 提案書の審査

審査委員会は、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」及び「運転管理方針」等について、総合的に提案書の審査を行う。

(1) 応募者からの提案書をもとに、次の事項を重視し「表 提案審査評価項目」により審査する。

ア 財政的評価事項

(ア) 15年間の機構の利益総額が大きいこと。(*1)

(イ) 各年の機構の保証利益が高いこと。

(ウ) 初期投資等の必要経費の全てが計上されるなど資金調達計画に妥当性があること。

*1：応募者が提案するサービス期間にかかわらず、すべての提案について、PFI設備導入後15年間の利益総額を評価する。なお、ここでいう利益総額とは、「15年間の削減予定額－契約期間中のサービス料の総額－契約期間終了後、PFI設備導入から15年目までの間に機構が支出する維持管理費」であり、光熱水費等削減予定額の算出の基準となるベースラインは、「広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）提案募集要項（以下「募集要項」という。）」に示した値とし各社同一とする。

イ 環境的評価事項

- (フ) 広島市民病院で使用する年間エネルギー使用量(令和 3～5 年度平均)に対する省エネルギー率が 15%以上であり、省エネルギー効果が十分にあること。
- (イ) 二酸化炭素排出の削減効果が高い等、地球温暖化対策として有効であること。
- (ウ) P F I 設備に起因する環境負荷(騒音、振動、大気汚染物質等)の対策が考慮されていること。

ウ 技術的評価事項

- (ア) 技術提案に具体性・妥当性があること。
 - (イ) 工事施工について施設の運営・業務に支障のないよう考慮された提案であること。
 - (ウ) 改修を伴わない省エネメニュー及び非化石エネルギーへの転換など改正省エネ法に対応する有効な提案の有無。
 - (エ) 維持管理、計測・検証方法及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性があること。
 - (オ) 優れた品質管理のもと期限までに工事を完了し、機構にサービスの提供ができ、かつ、工事施工について施設の運営・業務に支障のないよう考慮された提案であること。
 - (カ) 契約期間終了後の維持管理について提案があること。
- (2) 審査結果により、総合得点の最も大きい提案をした最優秀提案者を優先交渉権者とする。その他、次選交渉権者として順位を付して選出する。
- (3) 審査の過程において、プレゼンテーションの実施を求める。

3 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 募集要項等に違反すると認められる場合
- (5) 上記評価事項のうち、次の重要な項目が満足できないこと。
 - ア 提案に基づく工事施工、運転管理が、機構の管理・運営業務に支障がある場合
 - イ 提案による安全性・信頼性・災害時等の緊急時対応策が明確でない場合
 - ウ 工事費用の算出が妥当でない場合
 - エ 設置場所等を含め、技術提案が明らかに具体性・妥当性を欠く場合
 - オ 対象建物全体のベースラインに対する省エネルギー率が 15%未満の場合
 - カ 応募者の財政状況や資金調達計画が不良の場合 (*2)

*2: 財政状況が 3 期連続赤字(ただし、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が、ともに 3 期連続赤字)である場合又は資金調達予定額が必要費用に達していない場合

表 提 案 審 査 評 価 項 目

【失格規定】 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合 (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合 (4) 募集要項等に違反すると認められる場合
- (5) 評価項目のうち、次の重要な項目が満足できないこと。
- ア 提案に基づく工事施工、運転管理が、機構の管理・運営業務に支障がある場合
- イ 提案による安全性・信頼性・災害時等の緊急時対応策が明確でない場合
- ウ 工事費用の算出が妥当でない場合
- エ 設置場所等を含め、技術提案が明らかに具体性・妥当性を欠く場合
- オ 対象建物全体のベースラインに対する省エネルギー率が 15%未満の場合
- カ 応募者の財政状況や資金調達計画が不良の場合(※1)

No.	評 価 項 目		配点
財 政 的 評 価	1	15年間ににおける機構の利益総額が大きいこと。(※2)	25
	2	各年の機構の保証利益が高いこと。	25
	3	初期投資等の必要経費の全てが計上されるなど資金調達計画に妥当性があること。	15
環 境 的 評 価	4	広島市民病院で使用する年間エネルギー使用量（令和3～5年度平均）に対する省エネルギー率が15%以上であり、省エネルギー効果が 十分にあること。	25
	5	二酸化炭素排出の削減効果が高く、地球温暖化対策として有効であること。(※3)	25
	6	P F I 設備に起因する環境負荷（騒音、振動、大気汚染物質等）の対策が考慮されていること。	15
技 術 的 評 価	7	技術提案に具体性・妥当性があること。	25
	8	工事施工について施設の運営・業務に支障のないよう考慮された提案であること。	20
	9	改修を伴わない省エネメニュー及び非化石エネルギーへの転換など改正省エネ法に対応する有効な提案の有無。	20
	10	維持管理、計測・検証方法及び運転管理方針、緊急時対応方法の提案に具体性・妥当性があること。	20
	11	優れた品質管理を行い、期限までに工事を完了し、機構にサービスの提供ができること。	20
	12	契約期間終了後の維持管理について提案があること。	15
評 定 点 合 計			250

(※1) 財政状況が 3 期連続赤字（ただし、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が、ともに 3 期連続赤字）である場合、又は資金調達予定額が必要費用に達していない場合

(※2) 応募者が提案するサービス期間にかかわらず、すべての提案について、P F I 設備導入後 15 年間の利益総額を評価する。なお、ここでの利益総額とは、「15 年間の削減予定額－契約期間中のサービス料の総額－契約期間終了後、P F I 設備導入から 15 年目までの間に機構が支出する維持管理費」であり、光熱水費等削減額の算出の基準となるベースラインは、「広島市立広島市民病院設備改修 P F I 事業（E S C O 事業）提案募集要項（以下「募集要項」という。）」に示した値とし各社同一とする。

(※3) 温室効果ガス排出量の算定の基準となるベースラインは、募集要項に示した値とし、各社同一とする。

事業契約書(案)

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、「民間資金活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号)」に基づく、広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）について、次により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が甲に提供する改修工事の設計・施工、運転・維持管理、計測・検証、運転管理指針に基づく助言及び省エネルギーと光熱水費削減保証に対するパフォーマンス等の契約期間中継続的に提供される省エネルギーサービス（以下「サービス」という。）のために必要なPFI設備を甲の敷地内に設置する工事及びサービスに必要とする甲の施設等の改修工事（以下「改修工事等」という。）並びに乙の甲に対するサービスの提供を行うことを目的とする。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- 1) 事業名 広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）
- 2) 履行場所 広島市中区基町7番33号
- 3) 契約金額 総支払額 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
（うち消費税及び地方消費税相当額 金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円）
内訳は、別紙1のとおり
- イ 年度別支払（限度）額 金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
（うち消費税及び地方消費税相当額金〇,〇〇〇,〇〇〇円）
- 4) 契約期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 5) 契約保証金 第3条に記載のとおり
- 6) 委託事業内容 別添「包括的エネルギー管理計画書」のとおり

（契約の保証）

第3条 乙は契約保証金として、次の各号に掲げる金額を甲に納付しなければならない。

- (1) 設備改修に係る設計・施工等に係る対価の100分の10に相当する金額以上の金額
 - (2) 一事業年度の維持管理に係る対価の100分の10に相当する金額以上の金額
- 2 前各号の契約保証金の納付時期は、本件契約締結と同時とする。
- 3 第1項に従い納付された契約保証金は、次の各号に規定する時期に、乙の請求に基づき乙に返還する。
- (1) 第1項第1号の契約保証金については、サービス開始の後、乙の請求を受けて速やかに

- (2) 第1項第2号の契約保証金については、本件契約の終了後、乙の請求を受けて速やかに
- 4 乙は、第1項の契約保証金の納付に代えて、地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程第29条に規定する金融債等を担保として甲に提供することができる。
- 5 乙が、施工企業をして、本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を甲に提出したときは、第1項第1号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第1号に掲げる金額とする。
- 6 乙が、維持管理企業をして、本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を甲に提出したときは、第1項第2号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第2号に掲げる金額とする。
- 7 前項の履行保証保険は、甲の満足する内容の更新後の保険証書を、従前の履行保証保険契約の保険期間の末日の1ヶ月前までに乙が甲に提出した場合に限り、維持管理期間中に更新することができる。ただし、履行保証保険契約の保険期間は1年以上としなければならない。
- 8 甲は、第1項により納付された保証金、第4項により契約保証金の代わりに甲に提供された有価証券等の換価金、並びに第5項及び第6項に従い加入された履行保証保険の受領済保険金を、乙の本件契約の債務不履行に基づく損害金、本件契約の解除による違約金及び損害金に充当できるものとする。甲がかかる充当を行った場合で、かつ、本件契約の全部解除がなされていない場合、乙は、充当の通知を受けた日から7日以内に、保証金又は有価証券等の換価金を、本条の規定する額まで補填するものとする。
- 9 サービス対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の対価の10%相当額(維持管理は1事業年度のサービス対価の10%相当額)に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(資金調達)

第4条 乙は、その責任及び費用負担において、この事業の実施に必要な資金調達を行うものとする。

(権利義務譲渡の制限)

第5条 乙は、甲の了解を得ないで、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は、甲の了解を得ないで、この契約によって生じる甲に対する債権を担保の用に供してはならない。

(許認可等の手続)

第6条 乙は、その責任及び費用負担において、この契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可の取得、届出その他の法令に定める手続を行わなければならない。

2 甲は、第1項に定める乙が行うべき手続について乙から協力を要請されたときは、必要に応じて、協力するものとする。

(再委託の禁止等)

第7条 乙は、委託事業の全部又はその主要部分の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、委託事業の一部を第三者に委任又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、委任又は請け負わせる業務の内容その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に通知し、その承諾を得なければならない。この場合において、乙は甲に対し、委任又は請け負わせた第三者の委託事業の履行責任を負うものとする。

(秘密を守る義務)

第8条 乙及び前条第2項に規定する受任者又は下請負人は、委託事業の遂行上知り得た甲の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 甲は、この契約により知り得た乙の秘密（乙が実施した改修工事等の内容、改修工事等で乙が設置した設備及びシステム開発（以下設置した設備及び開発したシステム等を「P F I 設備」という。）並びにサービスの内容等に係る秘密をいう。）を他人に漏らしてはならない。ただし、乙が事前に了解した範囲内の内容に関しては、この限りでない。

3 前2項の規定は、第2条第4号に規定する契約期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。

(善管注意義務)

第9条 甲乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこれをなすべき責めを負う。

(近隣住民に対する説明及び環境対策)

第10条 乙は、その責任及び費用負担において、必要に応じて近隣住民に対して、P F I 設備に係る工事に関する説明を行わなければならない。

2 乙は、その責任及び費用負担において、騒音、振動等の断絶その他のP F I 設備に係る工事が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、合理的な範囲で必要な対策を行わなければならない。

3 第1項の場合において、本事業の内容及びP F I 設備の規模に係る事項に関する説明は、甲の責任とする。

4 乙、第1項の説明又は第2項の対策を行おうとするときは、あらかじめ、その概要を甲に報告しなければならない。

5 甲は、前項の報告で第1項の説明に係るものを受けた場合において必要があると認めるときは、乙が行う説明に協力するものとする。

6 乙は、第1項の説明又は第2項の対策を行ったときは、その結果を甲に報告しなければならない。

(P F I 設備の設計)

第11条 P F I 設備の設計は、この契約及び関係図書に従い、乙の責任及び費用負担において行う。

(P F I 設備の施工等)

- 第12条 乙は、自己の負担において、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの間にサービスを提供するための施工及びシステム開発を完了し、令和〇〇年〇〇月〇〇日からサービスを甲に提供するものとする。
- 2 乙は、改修工事等を行うに当たって、第2条第2号に規定する履行場所（以下「履行場所」という。）における甲の業務運営及び施設管理に支障をきたさないよう十分注意するとともに、履行場所に来訪する第三者に不安感、不快感等を与えないよう、配慮しなければならない。
- 3 乙は、主任者を設置し、当該主任者を工事期間中、履行場所に常駐させ、同者に改修工事等の運営、取締りを行わせるほか、この契約に基づく乙の改修工事等に係る一切の権限を行使させるものとし、その氏名その他必要な事項を書面により甲に通知しなければならない。主任者を変更したときも、同様とする。
- 4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち主任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 5 乙は、改修工事等の施工等に必要の関係法令に基づく許可等を得ること及び検査を受けることに関する一切の責任を負うものとする。
- 6 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 7 甲は、乙に対し、改修工事等を行うために一時的に必要となる場所を第7条第1項に定める期間は無償で提供するものとする。
- 8 乙は、履行場所又はPFI設備に緊急事態が発生したときは、これに対応するため、甲に通知の上、履行場所内に立ち入ることができるものとする。
- 9 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰することができないものにより履行場所若しくは甲の既存設備に損害を生じ、又は履行場所の状態が変動したため、乙が改修工事等を施工できないときは、甲は、改修工事等の中止内容を直ちに乙に通知して、改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止させるものとする。
- 10 甲は、前項の規定によるほか、履行場所における甲の業務運営に支障があると認めるときは、改修工事等の中止内容を乙に通知して、改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。
- 11 前2項の規定により改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、第1項の規定にかかわらず、改修工事等の完了日又はサービスの提供開始日について甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。
- 12 天災等甲乙いずれの責めに帰することができない事由により、現場搬入済の工事材料又はPFI設備に損害が生じ、乙が善良な管理者としての注意をしたと認められる場合には、その損害（ベースライン変更にかかる経費、維持管理費及び修理費含む。）は甲が負担する。

(工事監理者の設置)

第13条 乙は、その責任及び費用負担において、工事の工事監理者を定め、その名称その他必要な事項を甲に対して通知しなければならない。工事監理者を変更したときも同様とする。

2 甲は、必要と認める場合においては、施工の状況に関し、工事監理者からの報告を求めることができる。

(設計業務の完了確認)

第14条 乙は、設計業務が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、包括的エネルギー管理計画書等に定めるところにより、設計業務が完了したことを確認し、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。また、確認に要する費用は、乙の負担とする。

3 前項の規定による確認の結果、設計図書が包括的エネルギー管理計画書等のとおりでないときは、乙は速やかに当該箇所の補修等を行うものとする。

(改修工事の完成確認)

第15条 乙は、改修工事が完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書及び包括的エネルギー管理計画書等に定めるところにより、改修工事が完成したことを確認し、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。また、確認に要する費用は、乙の負担とする。

3 前項の規定による確認の結果、改修工事が設計図書及び包括的エネルギー管理計画書等のとおりでないときは、乙は速やかに当該箇所の補修等を行うものとする。補修等の完了期限は第7条第1項に規定する施工及びシステム開発の完了期限とする。

(工事の中止)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、工事の中止内容及びその理由を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工の一時中止を求めることができる。

2 甲又は乙は、第1項又は前項の通知を受けたときは、速やかに事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議が整わないときは、甲は事業の継続についての対応を定め、乙に通知する。

3 甲は、第1項又は第3項の規定により工事の施工が一時中止された場合（工事の施工の中止が乙の責に帰すべき事由による場合を除く。）において、必要があると認められるときは、乙と協議し、引渡予定日若しくは総支払（限度）額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用若しくは乙の損害を負担するものとする。

(臨機の措置)

第17条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとり、災害等による損

害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 3 乙が第1項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、通常の管理行為を超えるものとして乙がサービス対価の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲が負担する。

(工事の施工について第三者に及ぼした損害)

第18条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害賠償額を負担しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない理由により生じた損害についてはこの限りではない。なお、乙の賠償する損害の範囲は、直接の結果として現実に被った通常の損害に限るものとし、営業損失、逸失利益、結果的損害及び乙が当該事情を予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害については責任を負わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害賠償額のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲と乙が協力してその解決に当たるものとする。

(運転管理等)

第19条 乙は、PFI設備の運転管理責任を負い、甲との協議により、あらかじめ甲の承諾を受けた運転管理指針に基づき、十分な省エネルギー効果を発揮するようサービスを提供しなければならない。

- 2 前項に規定する運転管理指針には、省エネルギーを目的とし、同時に人間の快適性のニーズを満たすような適切な操作を行うための操作、維持、調整、変更方法を示す内容が含まれていなければならない。
- 3 乙は、甲に最適のサービスを提供できるよう、PFI設備の運転管理を工夫するものとする。
- 4 乙は、甲の了解を得て、甲の既存設備等履行場所の状況について調査することができるものとする。
- 5 乙は、甲の既存設備等のより効果的な運転管理について、甲に助言を行うことができるものとし、甲は、当該助言を尊重するものとする。
- 6 甲は、乙の承諾なしに、PFI設備の増設又は改造を行ったり、そのいずれかの部品の取り替え、又は撤去を行ったりしないものとする。

(維持管理等)

第20条 乙は、PFI設備の維持管理及び修理を行うものとし、これに係る経費は乙が負担する。ただし、甲の過失により生じた設備の修理に係る経費については、甲がこれを負担する。

- 2 乙は、第27条第1項又は第2項の規定による通知を受けたときは、直ちに設備等の点検を行い、サービスの提供に支障をきたさないよう、復旧、調整等を行わなければならない。
- 3 乙は、甲の建物の冷暖房や照明等の快適性能を従来どおり維持する。

(運転管理・維持管理について第三者に及ぼした損害)

第21条 乙が運転管理・維持管理業務について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害賠償額を負担しなければならない。天災その他自己の責めに帰することのできない理由により生じた損害についてはこの限りではない。なお、乙の賠償する損害の範囲は、直接の結果として現実に被った通常の損害に限るものとし、営業損失、逸失利益、結果的損害及び乙が当該事情を予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害については責任を負わないものとする。

(法令変更等)

第22条 法令変更等(次に掲げるものをいう。以下同じ。)により、この契約に従った業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき若しくは履行ができなくなると予想されるとき又は費用が増加したとき若しくは費用が増加すると予想されるときは、乙は、速やかに、その内容及び理由を甲に通知しなければならない。

- 一 法律、命令(告示を含む。)、条例又は規則(規程を含む。)の制定又は改廃
- 二 行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃
- 三 都市計画その他の計画の決定、変更又は廃止

- 2 乙は、この契約に基づく義務の履行が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、この契約に基づく義務の履行を免れる。
- 3 甲は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応するサービス対価額の支払において、乙が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
- 4 乙は、法令変更等による増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。
- 5 甲は、乙から第1項の通知を受けたときは、速やかに乙と事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議が整わないときは、甲は事業の継続についての対応を定め、乙に通知する。

(法令変更等による増加費用)

第23条 乙は、前条第1項の通知を行ったときは、次に掲げる法令変更等による増加費用の負担を甲に請求することができる。

- 一 医療法その他関係法令変更等による増加費用
- 二 建築物の構造又は建築設備に関する法令変更等(建築物の維持管理に関する法令変更等を含む。)による増加費用
- 三 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更による増加費用
- 四 PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る税制上の措置の変更による増加費用
- 五 法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該増加費用の額のうち通常生ずべきものについて、サービス対価を変更し、又は増加費用を負担しなければならない。

(法令変更等による減少費用)

第24条 甲は、前条第1項各号に掲げる法令変更等による減少費用があると認めるときは、サービス対価の変更を請求することができる。

(PFI設備の所有権)

第25条 第2条第4号に規定する契約期間中は、乙が設置したPFI設備の所有権は乙に帰属する。

(保険)

第26条 乙は、PFI設備につき、自己の負担において次に掲げる保険に加入する。〇〇〇〇保険、並びに□□□□保険、並びに△△△△保険

2 前項に規定する保険で補てんされた損害額に対しては、乙は甲に請求しない。

(甲の通知義務)

第27条 甲は、PFI設備の故障又は不具合を発見したときは、速やかに乙に連絡するものとする。

2 甲は、履行場所へのエネルギー供給が中断したときは、速やかに乙に通知するものとする。

3 甲は、乙の改修工事等完了日の属する月の翌月以降、毎月、乙に対し、履行場所に係る光熱水費の実績をその翌月に通知するものとする。

(ベースラインの算出)

第28条 サービスによる削減対象とする1年間の光熱水費の基準額(以下「ベースライン」という。)は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの3年度間に甲が支払った履行場所に係る光熱水費の実績を基に算出して得た額とし、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

(削減予定額及び削減保証額等)

第29条 サービスによる甲の光熱水費削減予定額(以下「削減予定額」という。)は、金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

2 サービスの提供により、乙が甲に対し最低限保証する光熱水費削減額(以下「削減保証額」という。)は、削減予定額以下の範囲で年度別支払(限度)額を超える額とし、金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

(ベースラインの調整)

第30条 気象、履行場所の機器の稼働状況や履行場所の運転管理方法等に著しい変更が生じたとき、又は光熱水費の単価に変更が生じたときには、乙は合理的な根拠を示す資料を作成し、第28条の規定にかかわらず、相手方に対し、ベースライン等の修正を求めることができる。

2 乙は、甲の承諾なしにベースライン等を変更することはできない。

- 3 ベースライン等の修正方法の詳細については、第2条第6号に規定する包括的エネルギー管理計画書に示すとおりとする。

(サービス料の算出等)

第31条 この契約に係る代金として、甲が乙に支払う1年度分の金額(以下「サービス料」という。)は、ベースラインから甲が当該年度に要した履行場所における光熱水費を減じて得た額(以下「実削減額」という。)に応じ、次に掲げる金額とする。ただし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 1) 実削減額が削減保証額以上のときは、第2条第3号イに規定する年度別支払(限度)額とする。
 - 2) 実削減額が削減保証額未満のときは、削減保証額から実削減額を減じて得た不足金額を年度別支払(限度)額から減じて得た金額とする。ただし、削減保証額から実削減額を減じて得た金額を年度別支払(限度)額から減じて得た金額が負の場合は、金0円とする。
- 2 乙は、削減保証額から実削減額を減じて得た金額を年度別支払(限度)額から減じて得た金額が負の場合は、削減保証額から実削減額を減じて得た金額から年度別支払(限度)額を減じて得た金額を甲に支払わなければならない。
- 3 消費税率の変更及び新税が導入されたときは第28条の規定にかかわらず乙は、ベースラインを調整することができる。
- 4 法人税等の収益目的税に関する税制が変更したときは、乙は、ベースラインの調整にこれを反映することができない。

(検査)

第32条 乙は、第27条第3項の規定による通知に基づき、サービスの開始日以降、6か月ごとに完了届を甲に提出するとともに、毎年度ごとにサービス事業報告書を甲に提出し、その検査を受けなければならない。

(契約代金の請求及び支払)

- 第33条 乙は、サービス開始日の属する年度以降、毎年度、各年度の開始日から1年経過ごとに、当該期間における前条の検査にすべて合格したときは、第31条第1項の規定により、当該年度のサービス料を算定の上、速やかに当該金額を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による適法な請求があったときには、乙から提出された請求書を受理した日から30日以内(以下「支払期間」という。)にサービス料を乙に支払わなければならない。
 - 3 甲は、支払期間内にサービス料を支払うことができないときは、支払期間満了の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未支払金額につき、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。
 - 4 甲は、第2項の規定により受理した請求書の内容の全部又は一部に瑕疵を発見したときは、その内容を明示して、当該請求書を乙に返付することができる。この場合、当該返付した日から、乙か

らの是正した請求書を受理した日までの期間は、支払期間に算入しないものとする。なお、請求書の内容の瑕疵が乙の故意又は重大な過失によるときは、当該請求書の提出は無効とする。

5 乙は、第1項の規定にかかわらず、サービス開始日の属する年度以降、毎年度、各年度の開始日から1か月が経過する毎に、支払い基準額の1/12の範囲内の金額を、当該年度に係るサービス料の一部として、甲に請求（以下「概算請求」という。）することができるものとする。

6 乙が前項の規定による請求を行ったときは、第1項の規定による請求の際、これを精算するものとし、同項に規定する請求金額は、同項の規定にかかわらず、サービス料から概算請求の額を控除した金額とする。ただし、乙は、当該控除後の金額が負の値になったときは、同項の規定による請求を行わないこととし、甲の請求に基づき概算請求の額からサービス料を控除した金額を甲が別に指定する日までに甲に返納しなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第34条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第5項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、委託期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と委託業務の実施計画に関する協議を行わなければならない。

4 乙は、甲との委託業務の実施計画に関する協議を行った結果、委託期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、甲に委託期間の延長の請求を行うものとする。

5 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 乙は、前項の被害により委託期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と委託業務の実施計画に関する協議を行うものとし、委託期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、甲に委託期間の延長の請求を行うものとする。

（乙の請求による委託期間の延長）

第35条 乙は、その責めに帰することができない事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に委託期間の延長変更を請求することができる。

（損害賠償）

第36条 乙は、事業の実施に関し、自己の責めに帰する理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない理由により生じた損害についてはこの限りではない。なお、甲又は乙の賠償する損害の範囲は、直接の結果として現実に被った通常の損害に限るものとし、営業損失、逸失利益、結果的損害及び乙が当該事情を予見すべきであったか否かを問わず特別の事情か

ら生じた損害については責任を負わないものとする。

- 2 甲は、自己の責めに帰する事由により、PFI 設備に損害を与えたとき及びその結果第三者に損害を与えたときは、乙又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない理由により生じた損害についてはこの限りではない。なお、甲又は乙の賠償する損害の範囲は、直接の結果として現実に被った通常の損害に限るものとし、営業損失、逸失利益、結果的損害及び乙が当該事情を予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害については責任を負わないものとする。
- 3 本条第1項及び2項に規定する損害のうち、甲乙双方に過失が認められる場合においては、甲乙共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費の負担割合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(甲の契約解除権)

第37条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 1) 乙が正当な理由なしに、この契約の履行に着手しないとき。
 - 2) 乙の責めに帰する理由により、第12条第1項に規定する期間内に改修工事等を完了する見込みがないとき、又は第2条第4号に規定する契約期間内に乙のサービスが開始される見込みがないことが明らかとなったとき。
 - 3) 乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないことが明らかになったとき。
 - 4) 乙の責めに帰する理由によらない近隣住民からの要望、及び行政手続きの不備等により事業の継続が困難と判断されるとき。
- 2 乙は、建設工事期間中に前項の規定によりこの契約を解除されたときは、第2条第3号アに規定する建設工事相当額（乙が既に履行した部分に相当する金額を除く。）の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし前項第4号の理由によりこの契約が解除されたときはこの限りではない。

(乙の契約解除権)

第38条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- 1) 甲の都合により第2条第2号に規定する施設の運営停止あるいは大幅な改造等が行われ、これによってサービスの提供が著しく損なわれ、かつ、乙に著しい損害が発生するとき。
- 2) 甲の責めに帰する理由により、サービスの提供が不可能となったとき。
- 3) 甲がこの契約に違反し、その違反によりサービスの提供が不可能となったとき。

(甲による契約解除後の処理)

第39条 第37条第1項の規定により、この契約が解除された場合、乙は、甲の選択により以下の

いずれかの措置を講じなければならない。

- 1) 甲の承諾を得た上で、サービスの履行が十分可能な新たな事業者に業務を引き継ぐ。
 - 2) 乙は、設備等の所有権を甲乙両者の合意にもとづく金額で甲に譲渡し、以降の設備等の運転管理を甲に付託する。
 - 3) 乙の負担により設備等を撤去し、履行場所を改修工事等前の原状に回復する。ただし、甲が乙に代わってこれを行ったときは、これに要した経費を乙が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第37条第1項第4号の規定により契約を解除するときは、甲は、PFI設備をこの時点の価格で乙から買い取ることを含め、事業を中止する部分に対し、甲は、乙が投資した経費を負担する。

(乙による契約解除後の処理)

- 第40条 第38条第1号又は2号あるいは3号の規定により、この契約が解除された場合、甲は、中途解約金額(総支払限度額から甲が乙へ既に支払ったサービス料を差し引いた額)でPFI設備を乙から買い取るものとする。
- 2 乙は、甲が前項の措置を行った後、乙にさらに損害が残るときは、甲に対し、その賠償を求めることができる。

(契約の変更)

- 第41条 この契約締結後、当該施設の運営の一部変更、制度の変更、第三者から受けた損害、天災等により契約の履行が著しく不適當となったと認められるときは、次のいずれかによることとする。
- 1) 甲の責めに帰する理由により契約条件が著しく不適當となったと認められるときは、乙は、乙の不利益にならない範囲で契約内容を変更することができる。
 - 2) 前号の場合であって、乙に明らかな損害が発生する場合は、契約内容を変更し、さらに乙に発生する損害を甲が負担する。
 - 3) 乙の責めに帰する理由により契約条件が著しく不適當となったと認められるときは、甲は、甲の不利益にならない範囲で契約内容を変更することができる。
 - 4) 前号の場合であって、甲に明らかな損害が発生する場合は、契約内容を変更し、さらに甲に発生する損害を乙が負担する。
 - 5) 甲、乙両者の責めに帰する理由、あるいは第三者の責めに帰する理由により契約条件が著しく不適當となったと認められるときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。
 - 6) 天災等、乙の責めに帰さない理由により、契約条件が著しく不適當となったと認められるときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約の終了)

- 第42条 本契約は、契約締結日からその効力を生じ、第2条第4号に規定する契約期間が終了した

日に終了するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、第37条に定めるほか、乙の破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、又は特別清算開始の申し立てがあったとき、その他銀行取引停止処分を受けたとき、この契約を終了させることができる。

(契約終了後の処理)

第43条 第2条第4号に規定する契約期間が終了したときは、甲と乙は設備の所有権について協議を行う。

- 2 前条2項の規定により終了したときは、各倒産処理法の規定に従うこととする。

(天災等不可抗力)

第44条 天災等の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由によりこの契約に基づく義務を履行できない場合は、次によるものとする。

次のいずれかによることとする。

- 1) 甲及び乙は、この契約に基づく義務を履行できない場合、サービスの再開について協議するものとする。
 - 2) 前号に基づき、サービスの再開が可能であると甲及び乙が合意した場合には、天災等不可抗力による状況が改善されるまで、遂行不能になった乙の義務を一時停止し、この契約を有効なものとして継続する。
 - 3) 甲及び乙は、サービス再開のために要した乙の費用及び前号に基づく一時停止期間中に生じる乙の費用を考慮の上、一時金の支出およびサービス再開後のサービス料を調整するものとする。
 - 4) 第1号の甲乙協議の結果、サービスの再開が不可能と判断される場合は、甲又は乙の一方が本契約の義務を遂行することが不可能であり、状況改善により義務遂行できる見込みがない場合又は甲及び乙が第1号の協議を開始した日から60日を経過しても方針を決定できない場合、甲又は乙は相手方に対し、通告を行った上で、契約を終了することができる。この場合甲は、中途解約金額（総支払限度額から甲が乙へ既に支払ったサービス料を差し引いた額）でPFI設備を乙から買い取るものとする。
- 2 本契約期間中において、天災等甲乙いずれの責めに帰すことができない事由により、PFI設備に損害が生じ、乙が善良な管理者としての注意をしたと認められる場合には、その損害（ベースライン変更にかかる経費、維持管理費及び修理費含む）は甲が負担する。

(法令の遵守)

第45条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、環境基本法（平成5年法律第91号）、大気汚染防止法（昭和38年法律第97号）その他関係法令を遵守するとともに、法令上、乙が負うべきすべての責任を負う。

(紛争の解決)

第46条 この契約に関連する紛争が甲乙間に生じたときは、甲及び乙は、協議の上、調停人複数名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図る。この場合、紛争処理に要する費用については、甲乙協議して特別に定める場合を除き、調停人選任に係るものは、甲乙折半とし、その他の費用は、甲乙それぞれが負担する。

2 前項の規定によるあっせん又は調停により解決できない場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）又は民事調停法（昭和26年法律第222号）による訴えの提起又は調停の申し立ては、広島地方裁判所を管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第47条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは信義誠実の原則に従い、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 広島市中区基町7番33号
地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 竹 内 功

受注者

別紙1 支払金額等

1 契約期間全体の支払金額及びその内訳

契約金額（対価の総額） 金【 】円

ただし、設計変更、物価変動及び法令の変更による設計・施工等のサービス対価及び維持管理のサービス対価の増減額等により、契約金額、内訳及び各期の支払金額は、甲乙協議の上、変更することがある。

（内訳）

設備改修に係る設計・施工等のサービス対価 【 】円

うち割賦元本分（消費税及び地方消費税込み）	円
うち上記割賦元本分に係る消費税及び地方消費税	円
うち割賦手数料分合計	円

維持管理のサービス対価 【 】円

うち維持管理費（消費税及び地方消費税込み）	円
うち上記維持管理費に係る消費税及び地方消費税	円

2 支払金額並びにその内訳

(1) 各期の支払総額

支払対象期	各期の支払総額		
		うち消費税及び地方消費税	うち調整額
令和 8 年度	円	円	円
令和 9 年度	円	円	円
令和 10 年度	円	円	円
令和 11 年度	円	円	円
令和 12 年度	円	円	円
令和 13 年度	円	円	円
令和 14 年度	円	円	円
令和 15 年度	円	円	円
令和 16 年度	円	円	円
令和 17 年度	円	円	円
令和 18 年度	円	円	円
令和 19 年度	円	円	円
令和 20 年度	円	円	円

令和 21 年度	円	円	円
令和 22 年度	円	円	円
令和 23 年度	円	円	円
令和 24 年度	円	円	円
合計	円	円	円

(2) 設計・施工等のサービス対価の各期支払金額

支払対象期	各期の支払総額				
		うち割賦元本 (消費税及び 地方消費税を 含まず)	うち割賦手数 料	うち割賦元本 に係る消費税 及び地方消費 税	うち調整額
令和 8 年度	円	円	円	円	円
令和 9 年度	円	円	円	円	円
令和 10 年度	円	円	円	円	円
令和 11 年度	円	円	円	円	円
令和 12 年度	円	円	円	円	円
令和 13 年度	円	円	円	円	円
令和 14 年度	円	円	円	円	円
令和 15 年度	円	円	円	円	円
令和 16 年度	円	円	円	円	円
令和 17 年度	円	円	円	円	円
令和 18 年度	円	円	円	円	円
令和 19 年度	円	円	円	円	円
令和 20 年度	円	円	円	円	円
令和 21 年度	円	円	円	円	円
令和 22 年度	円	円	円	円	円
令和 23 年度	円	円	円	円	円
令和 24 年度	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円

(3) 維持管理のサービス対価の各期支払金額

支払対象期	各期の支払総額			
		うち維持管理費（消費税及び地方消費税を含まず）	うち維持管理費に係る消費税及び地方消費税	うち調整額
令和 8 年度	円	円	円	円
令和 9 年度	円	円	円	円
令和 10 年度	円	円	円	円
令和 11 年度	円	円	円	円
令和 12 年度	円	円	円	円
令和 13 年度	円	円	円	円
令和 14 年度	円	円	円	円
令和 15 年度	円	円	円	円
令和 16 年度	円	円	円	円
令和 17 年度	円	円	円	円
令和 18 年度	円	円	円	円
令和 19 年度	円	円	円	円
令和 20 年度	円	円	円	円
令和 21 年度	円	円	円	円
令和 22 年度	円	円	円	円
令和 23 年度	円	円	円	円
令和 24 年度	円	円	円	円
合計	円	円	円	円